

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（永井一行君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和8年第1回昭和村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早速ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会は、令和8年度の村政運営の基本方針並びに予算を審議する重要な議会であります。提出されております予算案は、一般会計47億8,100万円、特別会計を含めた総額では69億8,144万円であり、本村の新たな1年の方向性を定めるものであります。

新年度予算には、道の駅旬菜館拡張に向けた実施設計費用や協議が進められている統合小中学校整備の基本設計費用など、将来を見据えた重要事業が盛り込まれております。地域活力の向上と教育環境の充実に向け、十分な審議が求められるところであります。

また、近年は、村内業者の減少が進み、地域経済や公共事業の担い手確保が大きな課題となっております。地域産業の維持・発展という観点からも、その対応について、議会としてしっかり議論していく必要があります。

さらに、冬期の安全・安心な生活道路を確保するため、除雪体制の充実を図るべく、除雪車の購入が計画されております。豪雪時における迅速な対応は、村民生活を守る上で欠かすことのできない重要な施策であります。

議会の使命は、村民の負託に応え、行政の執行を適切に監視するとともに、将来を見据えた建設的な議論を重ねることです。議員各位におかれましては、慎重かつ活発なご審議を賜り、本定例会が実り多いものとなりますよう、ご協力をお願い申し上げます。

続いて、諸般の報告を申し上げます。

閉会中は、議員各位におかれましては、各般にわたり活発な議員活動を展開していただき、村政の推進にご尽力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

さて、1月6日は、群馬県議会新春交流会が県庁で開催され、県議会議員及び県幹部職員と意見交換をいたしました。

1月10日は、昭和村消防団の出初め式、翌11日は、第4回目となるはたちの記念式典、12日には、新年賀詞交歓会が行われました。

1月15日は、昭和村いじめ防止こども会議が昭和村公民館で開催され、各校の代表者による発表がありました。

1月24日は、わたしと家族作文発表会が開催され、改めて家族に感謝する機会となりました。

2月13日は、群馬県町村議会議長会定期総会が開催され、全国町村議会議長会表彰、群馬県知事感謝状の伝達式が行われ、全国町村議会議長会自治功労者表彰に加藤議員と私が、群馬県知事からは、加藤議員に感謝状が贈呈されました。加藤議員におかれましては、議会議員として15年以上と長年にわたり地域の振興・発展に寄与された功績に、心から敬意を表します。

2月14日は、第31回昭和村生涯学習大会が開催され、大河原小学校のいじめ防止活動の取組発表や、脚本家・小説家として活躍中の吉田恵里香氏の講演を聞いてまいりました。

また、同日に、ウインターフェスティバル2026が開催され、今年は澄み切った夜空の中での打ち上げ花火大会となりました。開催に当たり、運営にご尽力をいただきましたスタッフやボランティアの皆様心から敬意を表します。

さて、今回の定例会には、承認3件、条例関係6件、補正予算6件、令和8年度予算6件、その他5件、合計26件が村長から提出されております。議員各位におかれましては、慎重審議の上、円満な中で終了できますようお願い申し上げます。

終わりに、執行部皆様方のご協力をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（永井一行君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

ただいまから令和8年第1回昭和村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎村長挨拶及び行政報告

○議長（永井一行君） 村長挨拶及び行政報告をお願いいたします。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和8年第1回議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、ご参集をいただき開会できますことに、まずもって感謝を申し上げます。

さて、令和7年度も年度末を迎えましたが、どの自治体でも新年度予算の成立に向けて大詰めを迎えております。

国に関しては、突然の衆議院解散・総選挙となり、年度内の予算成立が難しい状況となっておりますが、このような中、高市総理は施政方針演説において、我が国が長年抱えてきた緊縮財政からの脱却と大規模かつ長期的な財政支出を伴う責任ある積極財政への転換を宣言されました。

補正予算に依存した場当たり的な予算編成を改め、必要な経費は可能な限り当初予算で措置する予算編成の根本改革を進めるとともに、危機管理投資や成長投資については、複数年度で別枠管理する仕組みを導入するとのことです。物価高対策、経済安全保障、食料安全保障の強化に加え、国民の手取りを増加させるための税制措置や教育の無償化など、国民生活に直結する重要な政策が数多く示されました。

国の財政運営が大きく転換期を迎える中で、村政運営においても、これまで以上に先を見据えた戦略的な視点が求められます。国の予算成立が遅れることは、本村の事業執行にも少なからず影響を与える可能性がございます。村民の皆様の生活を守り、地域経済を活性化させるため、私たちは迅速かつ柔軟に対応してまいりたい所存です。

さて、本村における新年度の一般会計予算案ですが、一般会計の総額で47億8,100万円となっており、前年度比5.5%の減となっております。

特別会計につきましては、総額で22億44万円で、前年度比2.2%の増となっております。

公営企業会計につきましては、簡易水道事業の収益的収入・支出で、ともに1億7,376万円、資本的収入で2,390万円、資本的支出で5,439万円となっております。下水道事業の収益的収入・支出で、ともに2億6,089万円、資本的収入で1億3,031万円、資本的支出で1億9,571万円となっております。

詳細につきましては、本議会においてご説明していきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、12月議会定例会以降の主な行政報告をさせていただきます。

12月18日は、JR東日本A Iプロジェクトのプレス発表を、JR東日本支社及びJA利根沼田と合同で行いました。

26日は、令和7年の仕事納め式を執り行いました。

27日は、消防委員や中央消防署長、駐在所長と歳末特別警戒激励巡視を行いました。

年が明けまして、5日に、令和8年仕事始め式を執り行いました。

10日は、屋内運動場で消防団出初め式を行いました。

11日は、第4回昭和村はたちの記念式典を行いました。若者たちの晴れ姿を見て、これからの昭和村を背負っていただけると大きな期待を持ってました。

12日は、新年賀詞交歓会を行いました。村内企業や各団体関係者など約100名を招き、新年を祝いました。

13日は、荒川水系関連自治体が参加する広域自治体連携ミーティングに参加してきました。

15日は、いじめ防止子ども会議に出席しました。

22日は、中学生海外交流推進委員会に出席しました。

24日は、第44回わたしと家族作文発表会に出席しました。

2月1日は、第58回ピンポンフェスティバルに参加しました。

4日から5日にかけて、農業委員会の林会長らと、株式会社クボタが所有する北海道のクボタ アグリフロントの視察に行っていました。

14日は、脚本家・小説家として活躍されている吉田恵里香さんをお招きし、第31回昭和

村生涯学習大会が開催されました。

同日は、ウインターフェスティバルも開催され、近隣自治体や交流団体等を招き、懇親会を開催いたしました。昨年とは打って変わり、穏やかな陽気の中、真冬の花火を楽しむことができました。

17日は、横浜市中華街発展会主催の春節賀詞交歓会に出席してきました。短い時間ですが、山中横浜市長とも話すことができ、有意義な時間となりました。

18日は、群馬県町村会の定期総会への出席と、トラック協会沼田支部と災害協定調印式に臨みました。

19日は、簡易水道運営協議会を、翌20日は、介護保険運営協議会、国民健康保険運営協議会を開催いたしました。

21日は、渋川市の20周年記念式典に参加しました。

3月2日は、高崎河川国道事務所長及び県河川課長が来庁し、片品川の浸水想定区域等の説明を受けました。

4日は、社会福祉協議会理事会に参加しました。

さて、本定例会にお願いする案件につきましては、令和8年度の当初予算をはじめ、議案では、条例制定2件、条例改正4件、教育委員の人事案件1件、補正予算6件、指定管理者の指定2件を提案し、専決処分の承認3件、諮問として、人権擁護委員の推薦1件をお願いするものであります。

十分ご審議をいただき、原案どおり可決・答申くださいますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永井一行君） 日程第1、会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番議員、堤宏康君、2番議員、佐藤好美君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（永井一行君） 日程第2、会期の件についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5日より17日までの13日間とし、この間、十分議会活動をしていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、会期は本日より17日までの13日間と決定いたしました。

これより議案審議に入ります。

◎日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度昭和村一般会計補正予算（第4号））

○議長（永井一行君） 日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度昭和村一般会計補正予算（第4号））についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第1号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,850万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億4,392万9,000円とするものであります。

まず、歳入であります。15款国庫支出金2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や物価高対応子育て応援手当支給事業の補助金の追加により、1億2,063万4,000円の増額となります。

19款繰入金は、財源調整により、財政調整基金繰入金が1,787万1,000円の増額となります。

次に、歳出であります。2款総務費1項総務管理費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、村民1人につき1万円分の昭和村商品券を配布するため、7,265万5,000円の増額となります。

3款民生費2項児童福祉費は、ゼロ歳から18歳までの子供1人につき2万円を支給する物価高対応子育て応援手当の費用として、1,847万9,000円の増額となります。

4款衛生費2項環境衛生費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度の第6期、令和8年度の第1期から第5期の1年間の水道基本料金の減免を行うための費用として、1,991万8,000円の増額となります。

6款農林水産業費1項農業費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度の第6期、令和8年度の第1期から第5期の1年間の下水道基本料金の減免を行うための費用として、2,299万8,000円の増額となります。

7款商工費2項観光費は、道の駅旬菜館の増設計画に着手するため、445万5,000円の増額となります。

以上が、今回お願いいたします一般会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 国の交付金を活用して、1人1万円の商工会商品券、約7,000万円の予算ですが、2月中には全世帯に届け切るということで説明を受けておりますが、2月中に100%届け切ったのかどうか、確認の意味で聞いておきたいと思っております。

○議長（永井一行君） 企画課長。

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

基本的に、商品券の配布につきましては、2月1日現在で住民登録のある方を対象に配布をさせていただきました。予定では2月中にということですが、簡易書留で送付している関係上、どうしても、お会いできない方には配布ができていないということ

ございます。

今のところ、宛てどころ不明で返ってきた方が16名、そして現在、まだ郵便局で確認ができておらず、不在票の対応をしている方が約200人弱いると確認をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 10日頃に発送したという話は聞いたんですけども、袋詰め作業をして、順次、袋詰めが終わったらどんどん発送していけば、もっと早く届いたのに、全世帯分の袋詰めが終わってから一斉に発送したということで、半月届くのが遅れたんじゃないかと私は考えておりますけれども、ちなみに、今回の別の補正予算を見ましたら、7,000万円が来年度に繰越明許になっていました。

商工会から商品を7,000万円分前後納入してもらったら、年度内に支払いをすればいいのに、何でわざわざ商工会から商品券を頂いたのに、お金は払わずに来年度に持っていったらいいのか、理解に苦しむんですが、ついでに補足説明をお願いします。

○議長（永井一行君） 企画課長。

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

基本的に、商工会の有効期限が今年の令和8年10月31日までとなっております。その関係で、一度に7,000万円を支出ということではなくて、適宜、商品券を使った段階で商工会にお金を出していくという形の中で対応するために、そのようにさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） それは、商工会のほうからの要望が、そういうふうにあったということで理解してよろしいのでしょうか。

もちろん納品されたわけですから、その対価を一括で払うということは何の問題もないのに、商工会としては、もらっても管理が難しいと、そんなことは7,000万円ぐらいのお金で、今どき銀行に積んでおけばいい話ですから、わざわざそんな細切れで商工会に支払う必要は全くないと私は理解しているんですが、商工会の要望なのかどうか、確認の意味

でもう一回聞いておきます。

○議長（永井一行君） 企画課長。

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、この商工会の商品券につきましては、商工会に業務委託した部分につきましては、換金をお願いをいたしました。

今回、商品券の印刷を依頼したのは、村から、商工会が委託している業者と同じところでやらせていただいたというところがございますので、商工会の要望ではなくて、換金の状況に応じてお金を出していくということをお願いをして、業務委託をさせていただいたところがございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 商品券には、昭和村商工会商品券になっているわけですよ。これが昭和村商品券なら、私、よく見なかったんですけども、もらったのを全部使っちゃいましたから、よく確認しなかったけれども、昭和村商工会商品券ですよ。

ということは、商工会が発行したんですから、商工会に全部お金払えばいいのに、売れた分が来たらその都度払うのは、村が払うというのはおかしいでしょう。それは商工会から買ったんだから、買った分をお支払いするというので理解しているんだけど、印刷や何かを村が発注したって、それはいいと思いますけれども、商工会との話合いですから。でも、物は昭和村商工会発行なんですから、やり方がちょっと、昭和村商品券ならいいけれども、昭和村商工会の商品券なのに、何でそうなるのか理解に苦しみます。

終わります。

○議長（永井一行君） 一応、質問は3回までという決まりがありますので、今のはそういうこと、意見を述べていただいたということです。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度昭和村一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本件については承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第4 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度昭和村一般会計補正予算（第5号））

○議長（永井一行君） 日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度昭和村一般会計補正予算（第5号））についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 承認第2号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ774万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億5,167万2,000円とするものであります。

まず、歳入であります、16款県支出金3項県委託金は、衆議院議員総選挙市町村交付金の追加により、774万3,000円の増額となります。

次に、歳出であります、2款総務費4項選挙費は、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙の費用として、774万3,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします一般会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくご願ひいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） 突然の解散・総選挙ということで、大分、日本中が大変な思いをしたわけでございます。

参考に、源泉徴収票について、確認の意味で聞いておきたいと思います。

村のいろんな支出については、源泉徴収票を出すようになったということは理解をしておりましたが、投票日の2日後ぐらいだったですかね、源泉徴収票が郵送で私のところに送られてきました。確定申告直前だったわけで、何とかこれを確定申告に入れなくちゃと思って、総務課の金井さんのところに電話したら、いや、それは今回の総選挙の分じゃなくて、去年の参議院選挙の分ですからというふうに言われたんですけども、選挙に関わるいろんな立会人や何か、たくさん人数おられます。

こういった形の源泉徴収票は、今まで発行されなかったのかなど。去年の分を急遽今回、慌てて発行したと、今回の総選挙の分は、来年の申告に間に合うようにこれから発行することなのか、源泉徴収票の発行の仕方について、選挙に関わってはどのように扱っているのか、分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（永井一行君） 総務課長。

○総務課長（堤 美德君） ただいまの質問にお答えします。

源泉徴収票につきましては、その都度というよりも、1年間の分をまとめて提出するようにしております。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） まとめてはいいんだけど、源泉徴収票というのは確定申告に使うわけですから、できれば、分かっていたら、12月末か年の初め、1月の早いうちに届けるのが普通だと思うんですけども。私も何回も立会人やっていますけれども、初めてもらったんですよ。今まで発行されていなかったんでしょう。初めて発行したんでしょう。

10年だか15年ぐらい前までは、ほとんど発行していなかったけれども、今度、非常勤特別職、例えば日当5,000円とか1万円とか、全部ちゃんと発行するんだと、金額の大小にかかわらずというので、全部発行するように、十数年前からなっているはずなんです。けれども、私もそこまで考えなかったのか、今回初めてもらって、今までもらってなかったのが問題だったのかなと思ったんですけども、初めて発行したんですよ。

何で今まで、じゃ、ほかの役職や何かの関係は全部発行しているんでしょうか。確認の意味で聞いておきます。

○議長（永井一行君） 総務課長。

○総務課長（堤 美德君） ただいまの質問にお答えします。

ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○9番（林 幸司君） じゃ、後で。

○議長（永井一行君） お諮りしたいと思います。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午前 9時59分休憩

午前10時15分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

総務課長。

○総務課長（堤 美德君） 大変申し訳ありません。ただいまの質問にお答えをいたしま

す。

昨年の6月議会において、特別職の報酬の改正条例を提出させていただいたんですけれども、そのとき報酬が8,900円だったものを、昨年の参議院選挙から1万100円、8,900円から1万100円になったと、報酬が上がったというところで、9,300円というのが一つの数字なんですけれども、それを超えましたので、源泉をさせていただいたというところで、今回初めて提出をさせていただいたというところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 関連なんですけれども、選挙関連だけじゃなくて、ほかのいろんなものも、たしか1万円以下も、今までも源泉切っていたと思うんですよ。1万円を超えないと、九千幾らと今言いましたけれども、源泉切らなくていいという基準はないかと思うんです。それは徴収する税は出ないかもしれない、税は出ないかもしれないけれども、たとえ1,000円でも、村でいろんな各種、非常勤特別職の報酬とか、いっぱい支払っているものは、原則全部出していると思うんですよ。

選挙だけ九千幾ら以下は出さなくていいというのは、理解に苦しむんですけれども、この辺、法律的に問題はないでしょうか。

○議長（永井一行君） 総務課長。

○総務課長（堤 美德君） ただいまの質問にお答えします。

法律的にということとは、また確認しないとあれなんですけれども、税額が出ないというところで、今まで8,900円だったというところで、源泉徴収票を提出していなかったというところがございます。よろしく願いいたします。

○9番（林 幸司君） よく整合性を持って確認してください。

○総務課長（堤 美德君） 今後確認をさせていただいて、提出すべきであれば提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 勝手に発言をしないようお願いしたいと思います。

○9番（林 幸司君） 終わります。

○議長（永井一行君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度昭和村一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

本件については承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）

○議長（永井一行君） 日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案

理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分をしたものであります。

事案につきましては、令和7年11月14日の午前11時10分頃、糸井地内の村道七曲赤谷線において、役場方面に向けて走行中、右側擁壁上から倒木があり、当該車両を破損させた事故になります。

この事故に際しては、倒木は道路敷地内のものであり、道路管理者としての責任が発生することから、本件事故について和解を成立させるため、損害賠償費を支払うものであります。

なお、損害賠償費については、全国町村総合賠償補償保険に加入しているため、保険金の対象となります。

以上が、今回お願いいたします専決処分の内容となります。十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定）を採決いたします。

本件については承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第1号 昭和村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

○議長（永井一行君） 日程第6、議案第1号 昭和村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第1号 昭和村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、これまで市町村総合事務組合が行っていた災害弔慰金の支給等の共同処理が、令和8年4月1日から取りやめることに伴い、本村から直接支給するため、条例を制定するものであります。

内容につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により亡くなった方の遺族に対する災害弔慰金の支給や、重度の障害を受けた方に見舞金の支給を行うなどを規定しております。十分ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第1号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第7 議案第2号 昭和村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（永井一行君） 日程第7、議案第2号 昭和村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第2号 昭和村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないと規定されていることから、本条例を制定するものであります。

この条例は、利用乳児等の心身の健やかな育成を確保し、質の高い乳児等通園支援を安定的に提供できる体制を確立することを目的としております。具体的には、乳児等通園支援事業所の設備基準、職員配置、利用乳児等の安全確保のための計画策定、非常災害対策、衛生管理、虐待防止など、事業者が遵守すべき最低基準を明確に定めます。これにより、保護者の皆様が安心して乳児等通園支援を利用できる環境を整備してまいります。

なお、施行日は令和8年4月1日となります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第2号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第8 議案第3号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第8、議案第3号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第3号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和7年度の人事院勧告に伴い、昭和村で該当する条例を改めるものになります。

本条例は、全部で2本の条例改正になりますので、順に説明させていただきます。

まず、第1条ですが、昭和村職員の給与に関する条例になります。

こちらは、令和7年12月議会で改正いたしました昭和村職員の給与に関する条例で引き上げました期末・勤勉手当を、6月期と12月期に同じ割合になるように平準化いたします。そして、通勤手当の金額を規則で定めるように変更し、条例から金額を削除いたします。さらに、通勤手当に月額5,000円を超えない範囲で、必要に応じ、駐車場等の料金を支給できるようにいたします。

第2条ですが、昭和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例になります。

こちらは、令和4年に改正した給与条例の附則を改正するものになります。内容は、字句の整理となります。

施行年月日は、第1条、第2条ともに令和8年4月1日からといたします。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします
ます。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第3号につきましても、本日は提
案理由の説明のみであります。

◎日程第9 議案第4号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

○議長（永井一行君） 日程第9、議案第4号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一
部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第4号 昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改正
する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、福祉医療制度におけるマイナンバーカードを利活用したオンライン資格確認
の枠組みが令和8年4月に整うことから、昭和村福祉医療費支給に関する条例の一部を改
正するものであります。

この改正は、医療機関の窓口において受給資格の資格確認をする際に、現在の受給資格
者証に加えて、マイナンバーカードを用いて資格情報を確認する方法を追加するものです。
また、現在の受給資格者証における有効期限とマイナンバーカードにおける有効期限の考
え方が異なるため、受給資格の認定の有効期間として整理し、具体的な規定は施行規則に
一任するものであります。

以上が、本条例の改正内容であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいま
すようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします
ます。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第4号につきましても、本日は提
案理由の説明のみであります。

◎日程第10 議案第5号 昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第10、議案第5号 昭和村小口資金融資促進条例の一部を改
正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第5号 昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条
例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、群馬県との協調制度である小口資金の借款制度について、令和8年度も継続
実施するため、適用期限を現行の令和8年3月31日から令和9年3月31日に1年間延長す
るものであります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ
ます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします
ます。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第5号につきましても、本日は提
案理由の説明のみであります。

◎日程第11 議案第6号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第11、議案第6号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正

する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第6号 昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、資産割の税率を段階的に引き下げていくため、令和8年度の医療費分の資産割税率を現行の10%から5%引き下げ、5%とするものであります。

以上が、昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第6号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第12 議案第7号 昭和村公の施設（道の駅めぐり一む昭和）の指定管理者の指定について

○議長（永井一行君） 日程第12、議案第7号 昭和村公の施設（道の駅めぐり一む昭和）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第7号 昭和村公の施設（道の駅めぐり一む昭和）の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

道の駅めぐり一む昭和は、平成23年7月のオープンから、村が直営により管理運営を行っていましたが、平成29年4月からは、同年1月に設立した株式会社めぐり一む昭和が指定管理者として管理運営を行っております。

このたび、指定期間が令和8年3月31日で満了することから、地方自治法第244条の2第6項及び昭和村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

指定管理者の選定につきましては、指定管理者選定審議会の答申を尊重し、民間と行政が協力し、お互いの長所を生かすべく、村が出資して設立した株式会社めぐり一む昭和を引き続き指定管理者として選定するものであります。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3か年となります。

道の駅めぐり一む昭和が、観光拠点の機能や都市と農村の交流による地域振興の役割を担う施設としてさらに発展するよう、株式会社めぐり一む昭和に事業展開や経営努力をお願いしたいと考えております。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第7号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第13 議案第8号 昭和村公の施設（昭和村農産物加工所「飛躍」）の指定管理者の指定について

○議長（永井一行君） 日程第13、議案第8号 昭和村公の施設（昭和村農産物加工所「飛躍」）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第8号 昭和村公の施設（昭和村農産物加工所「飛躍」）の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

昭和村さくら工房は、平成9年より、村から昭和村農産物加工所、飛躍の管理委託を受けており、昭和村の農産物を利用して、みそ等の加工品の製造・販売を行ってきました。平成23年4月からは指定管理者の指定を受け、約15年間、同加工所の管理運営を行っております。

このたび、指定期間が令和8年3月31日で満了することから、地方自治法第244条の2第6項及び昭和村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

指定管理者の選定につきましては、指定管理者選定審議会の答申を尊重し、今までの実績を評価した上で、昭和村の産業振興を図る観点から、昭和村さくら工房を引き続き指定管理者として選定するものであります。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3か年となります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第8号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第14 議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（永井一行君） 日程第14、議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の

策定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的に制定された辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、総合整備計画を策定するものであります。

辺地とは、交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について、政令で定める要件に該当している地域となります。

条件の一部の例を挙げますと、交通条件としては、その地域の中心となる基準点から、役場、医療機関、郵便局、小中学校、高等学校、中等教育学校、駅または停留所までの距離が遠隔であること及び通常交通機関を利用した場合の所要時間が多くなること、自然条件としては、当該地域における気象及び地勢等が当該地域の住民の生活に及ぼす不便度などとなります。

今回は、村内の5つの地域が辺地に該当したため、それぞれの地域の総合整備計画を策定し、辺地対策事業債を活用しながら、道路・水道施設の整備や除雪機の購入などを進めていきたいと考えております。

以上が、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する内容であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決いただきますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第9号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第15 議案第10号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（永井一行君） 日程第15、議案第10号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第10号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ4億266万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億5,434万円とするものであります。

まず、歳入であります。1款村税は、滞納繰越分の徴収実績などにより、487万6,000円の増額となります。

11款地方交付税は、普通交付税の追加交付により、1億753万7,000円の増額となります。

13款分担金及び負担金1項分担金は、路線バスの沼田市分担金の額の確定により5万3,000円の減額、2項負担金は、在宅重度心身障害者デイサービスセンター通所負担金や広域入所児童負担金の実績見込みにより667万円の減額、14款使用料及び手数料1項使用料は、アップルタウンの1棟空室による公営住宅使用料の減や道の駅使用料の増などにより178万5,000円の増額、2項手数料は、住民票の交付手数料等の実績見込み等により46万7,000円の減額となります。

15款国庫支出金1項国庫負担金は、児童手当負担金や障害者総合支援国庫負担金などの実績見込みなどにより71万6,000円の増額、2項国庫補助金は、戸籍付票システム改修に

伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加、定額減税調整給付の実績見込み等による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減や各補助事業の実績見込みなどにより1,387万3,000円の減額、3項国庫委託金は、基礎年金事務費等委託金の実績見込みにより5万6,000円の減額となります。

16款県支出金1項県負担金は、各事業の実績見込みにより222万8,000円の減額、2項県補助金は、持続的なこんにやく生産を支える総合対策事業補助金の申請者の増による増額や各補助事業の実績見込みにより2,310万3,000円の減額、3項県委託金は、松くい虫命令防除の実績見込みにより9万3,000円の減額となります。

17款財産収入は、宅地分譲の売払い収入で760万円の増額となります。

18款寄附金は、ふるさと納税の寄附実績により、1億5,000万円の増額となります。

19款繰入金は、財源調整により財政調整基金繰入金が7,925万2,000円の減額、学校建築基金に積み立てるため、緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が3億円の増額、事業実績見込みにより後期高齢者医療特別会計繰入金が400万円の減額となります。

21款諸収入は、群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金返還金の増や各事業の実績見込みにより、1,014万9,000円の増額となります。

22款村債は、赤城北ろく土地改良事業の特定農業用管路特別対策事業費の減により、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が1,330万円の減額、Jアラート整備に伴い、一部の機器が緊急防災・減災事業債から防災対策事業債の対象となったため、防災対策事業債が240万円の増額、緊急防災・減災事業債が690万円の減額、体育施設等のLED化の事業実績見込みにより、脱炭素化推進事業債が3,240万円の減額となります。

次に、歳出であります。1款議会費は、各事業の実績見込みなどにより、121万2,000円の減額となります。

2款総務費1項総務管理費は、1目一般管理費で、職員共済組合追加費用負担金の減やパソコンリース料の減などにより313万6,000円の減額、3目財政管理費は、普通交付税の追加交付のうち、臨時財政対策債償還基金費分を減債基金に積み立てるため、945万7,000円の増額、緑の大地ふるさとしょうわ基金から学校建築基金に積み立てるため、3億円の増額、ふるさと納税の寄附金を緑の大地ふるさとしょうわ基金に積み立てるため、1億

5,000万円の増額、5目財産管理費は、旧庁舎のPCB処分費や庁用車購入費の減により186万3,000円の減額、6目企画費は、ガバメントクラウド利用料や乗合バス運行費補助金など各事業の実績見込みにより1,582万1,000円の減額、10目諸費は、予定していた住民センターの改修が行われなかったため、67万1,000円の減額となります。

2項徴税費は、システム改修費の減などにより182万1,000円の減額、3項戸籍住民基本台帳費は、戸籍付票システム改修費用の追加などにより125万9,000円の増額、6項監査委員費は、事業の実績見込みにより13万4,000円の減額となります。

3款民生費1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費で、福祉センターの昭和の湯の赤字額が増えたことによる936万2,000円の追加や各事業の実績見込みなどにより98万5,000円の減額、2目老人福祉費は、老人福祉施設入所委託料の増や各事業の実績見込みなどにより53万8,000円の減額、3目障害福祉費は、障害支援事業の過年度分の交付金の精算により3万7,000円の増額、4目国民年金費は、制度改正に伴うシステム改修委託料の追加により12万4,000円の増額、6目後期高齢者医療費は、実績見込みにより159万6,000円の減額となります。

2項児童福祉費は、子ども・子育て会議委員謝金の追加や各事業の実績見込みなどにより、1,765万9,000円の減額となります。

4款衛生費1項保健衛生費は、帯状疱疹ワクチン接種者の増による定期予防接種委託料や健康管理システムの改修費用の追加、各事業の実績見込みなどにより57万7,000円の増額、2項環境衛生費は、申請者が増えたことによる住宅用太陽光発電システム設置補助金の増や、一般廃棄物やリサイクルごみの処理量の増などにより34万円の増額となります。

5款労働費は、該当者が少なかったことにより、給与生活者及び自営業者等住宅建設資金補助金が35万3,000円の減額となります。

6款農林水産業費1項農業費は、1目農業委員会費で、最適化交付金の実績により農業委員会報酬が393万円の増額、2目農業総務費は、職員の時間外手当が不足するため、10万円の増額、3目農業振興費は、申請者の増により持続的なこんにやく生産を支える総合対策事業補助金の増や事業費の減少による赤城北ろく土地改良事業の特定農業用管路特別対策事業負担金の減、各事業の実績見込みなどにより1,009万1,000円の減額、5目農地費

は、赤城北ろく土地改良事業の特定農業用管路特別対策事業の事業費が減少したため、2,810万2,000円の減額、6目農村整備事業費は、赤城西麓土地改良事業の基幹水利施設の更新工事の負担金の増や多面的機能支払交付金事業の交付額の確定などにより854万円の減額となります。

2項林業費は、森林病虫害防除事業や特用林産物生産活力アップ事業など、各事業の実績見込みにより、291万8,000円の減額となります。

7款商工費1項商工費は、農産物輸出促進事業を実施しなかったため、75万円の減額、2項観光費は、河岸段丘マラソンなどの事業費が確定したため、262万3,000円の減額となります。

8款土木費1項道路橋梁費は、除雪費用が不足したため、6,000万円の増額となります。

9款消防費は、広域消防負担金額の変更に伴う増やJアラート機器変更に伴う一部機器の地方債の変更による財源更正などで50万8,000円の増額となります。

10款教育費1項教育総務費は、スクールバスの委託業務やタブレット型パソコンの購入費の実績見込みなどにより、933万4,000円の減額となります。

2項小学校費は、大河原小のキュービクルの交換工事の一部が脱炭素化推進事業債の対象外となったことなどによる財源更正となります。

3項中学校費は、中体連や全国大会等選手派遣補助金の事業実績見込みにより103万円の減額、5項社会教育費は、公民館の看板をコミュニティセンターへ変える費用や赤城西麓土地改良事業（敷島1－2地区）の埋蔵文化財追加調査費用の追加、各事業の実績見込みにより409万3,000円の増額、6項保健体育費は、体育施設のLED化の工事費の確定や給食センターのオーバースライダーの修繕費用の増、各事業の実績見込みなどにより1,858万円の減額となります。

次に、第2表の繰越明許費についてですが、2款総務費は、1項総務管理費の昭和村商品券配布事業及び3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費、4款衛生費は、2項環境衛生費の簡易水道事業、6款農林水産業費は、1項農業費の農道整備事業費及び下水道事業費、7款商工費は、2項観光費の道の駅管理運営事業、8款土木費は、1項道路橋梁費の橋梁維持費、9款消防費は、1項消防費の非常備消防費をそれぞれ令和8年度へ繰り

越すものであります。

また、繰越しの理由については、2款総務費1項総務管理費の昭和村商品券配布事業は、使用された商品券を令和8年度に換金する必要があるため、3項戸籍住民基本台帳費は、国の戸籍付票システム改修に係る仕様書の作成が遅れたため、4款衛生費の簡易水道事業は、令和8年度の一定期間の水道基本料金を減免するため、6款農林水産業費の農道整備事業費は、小規模農村整備事業の工食用資材が受注生産で納品に時間がかかったこと、また隣接者から、車両の出入りの関係から工事開始時期を遅らせてほしいと要望があったため、下水道事業費は、令和8年度の一定期間の下水道基本料金を減免するため、7款商工費の道の駅管理運営事業は、旬菜館の増設計画策定において、関係者との協議に時間を要しているため、8款土木費の橋梁維持費は、令和6年度から繰り越した耐震補強工事が年度末に完了する予定となっており、その工事が完了してから行う必要があるため、9款消防費の非常備消防費は、車両の安全基準の変更に伴い、シャシーの製造が遅れていることなどの理由により、これらの事業が年度内に完了しないため、合わせて2億8,913万4,000円を繰り越す予定となっております。

以上が、今回お願いいたします一般会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第10号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

11時20分に再開いたしますので、よろしくお願ひします。

午前11時 5分休憩

午前11時20分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第16 議案第11号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（永井一行君） 日程第16、議案第11号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第11号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ7,054万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億1,346万7,000円とするものであります。

まず、歳入であります。1款国民健康保険税は、収納見込みにより、1,199万2,000円の減額となります。

4款県支出金1項県補助金は、普通交付金や特別調整交付金の交付見込みにより、5,732万6,000円の減額となります。

7款繰入金1項他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金や各交付金の確定、出生件数の減少見込み等により、311万9,000円の減額となります。

9款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、実績見込み等により、35万8,000円の増額となります。

3項雑入は、返納金等の追加により、153万2,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費1項総務管理費は、特別調整交付金申請のための

委託手数料で、46万2,000円の増額となります。

2款保険給付費は、1項療養諸費は、実績見込みにより6,000万円の減額、2項高額療養費は、実績見込みにより2,000万円の減額、4項出産育児諸費は、実績見込みにより300万円の減額、5項葬祭諸費は、実績見込みにより40万円の減額となります。

6款保健事業費1項保健事業費は、人間ドック補助金の実績見込みにより、50万円の減額となります。

7款基金積立金は、剰余金と基金利子を国民健康保険基金へ積み立てるため、538万1,000円の増額となります。

9款諸支出金は、保険給付費等交付金や特定健診等国庫負担金等の過年度分の精算に伴う償還金として、751万円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします国民健康保険特別会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第11号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第17 議案第12号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（永井一行君） 日程第17、議案第12号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第12号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ4,689万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億1,106万円とするものであります。

まず、歳入であります。2款分担金及び負担金は、配食サービス事業の実績により、3万2,000円の減額となります。

4款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費負担金が159万2,000円の増額、2項国庫補助金は、調整交付金の交付見込みなどにより、716万7,000円の減額となります。

5款支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業の実績見込みにより、1,779万7,000円の減額となります。

6款県支出金は、介護給付費県費負担金や地域支援事業の実績見込みにより、278万5,000円の減額となります。

7款財産収入は、介護給付費準備基金積立金利子が14万1,000円の増額となります。

9款繰入金1項一般会計繰入金は、低所得者保険料軽減に係る一般会計繰入金の実績見込みにより27万9,000円の減額、2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金が2,056万8,000円の減額となります。

次に、歳出であります。1款総務費は、令和7年度税制改正対応により介護保険システムを改修するため、36万3,000円の増額となります。

2款保険給付費は、介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス給付費が、年度当初の見込みより利用者が少なかったことにより、4,740万円の減額となります。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金の利子を積み立てるため、介護給付費準備基金積立金が14万2,000円の増額となります。

5款地域支援事業費1項介護予防・日常生活支援総合事業は、国・県支出金等の交付金の確定により、財源更正となります。

7款諸支出金3項繰出金は、低所得者保険料軽減負担金の国・県支出金等の交付金の実績見込みによる財源更正となります。

以上が、今回お願いいたします介護保険特別会計補正予算の概要であります。十分ご審

議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第12号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第18 議案第13号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

○議長（永井一行君） 日程第18、議案第13号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第13号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ217万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,249万円とするものであります。

まず、歳入であります。1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料等の収入見込みにより、284万6,000円の増額となります。

2款繰入金1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金等の確定により、159万6,000円の減額となります。

4款諸収入は、保健事業収入金や人間ドック補助金等の実績見込み等により、342万円の減額となります。

次に、歳出であります。1款総務費1項総務管理費は、特定健診委託料と人間ドック

補助金の実績見込みにより、65万5,000円の増額となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金や保険料負担金の実績見込みにより、131万3,000円の増額となります。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、実績見込みにより13万8,000円の減額、2項繰出金は、保健事業に関する一般会計への繰出金の実績見込みにより400万円の減額となります。

以上が、今回お願いをいたします後期高齢者医療特別会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第13号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第19 議案第14号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（永井一行君） 日程第19、議案第14号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第14号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、収益的収支の収入を762万9,000円の減額、支出を314万7,000円の減額とし、収入合計を1億6,589万8,000円、支出合計を1億6,957万

1,000円とするものであります。

次に、資本的収支の収入を68万2,000円の増額、支出を380万円の減額とし、収入合計を4,422万9,000円、支出合計を4,973万2,000円とするものであります。

まず、収益的収入であります。1款簡易水道事業収益1項営業収益は、手数料等の増により23万5,000円の増額、2項営業外収益は、基本料金の減免事業に伴う一般会計からの使用料の補填分などとして342万1,000円の増額、3項特別利益は、基金からの繰入れが1,128万5,000円の減額となります。

次に、収益的支出であります。1款簡易水道事業費用1項営業費用は、維持管理委託料の減等により、314万7,000円の減額となります。

次に、資本的収入であります。1款簡易水道事業資本的収入3項工事負担金は、新規加入負担金の増により、68万2,000円の増額となります。

次に、資本的支出であります。1款簡易水道事業資本的支出1項建設改良費は、配水管布設替工事費が確定したため、380万円の減額となります。

以上が、今回お願いいたします簡易水道事業会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第14号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第20 議案第15号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（永井一行君） 日程第20、議案第15号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第15号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、収益的収支の収入を871万2,000円の減額、支出を974万1,000円の減額とし、収入合計を2億5,979万9,000円、支出合計を2億5,664万5,000円とするものであります。

次に、資本的収支の収入を1,028万6,000円の減額、支出を925万7,000円の減額とし、収入合計を1億4,892万4,000円、支出合計を1億9,480万9,000円とするものであります。

まず、収益的収入であります。1款下水道事業収益1項営業収益は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した減免事業により使用料が544万8,000円の減額、2項営業外収益は、減免事業に伴う一般会計からの使用料の補填分として383万3,000円の増額、3項特別利益は、基金からの繰入れが709万7,000円の減額となります。

次に、収益的支出であります。1款下水道事業費用1項営業費用は、農業集落排水処理場や浄化槽などの委託料の見直しなどにより980万円の減額、2項営業外費用は、基金の利息を積み立てるため、5万9,000円の増額となります。

次に、資本的収入であります。1款下水道事業資本的収入1項企業債は、浄化槽整備事業債の額の確定により520万円の減額、2項補助金は、交付金額が確定したことなどにより283万6,000円の減額、3項負担金は、新規申込みが想定よりも少なかったことにより225万円の減額となります。

次に、資本的支出であります。1款下水道事業資本的支出1項建設改良費は、浄化槽設置工事費の確定などにより、925万7,000円の減額となります。

以上が、今回お願いをいたします下水道事業会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第15号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午後1時に再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午前 11時50分休憩

午後 1時00分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第21 議案第16号 令和8年度昭和村一般会計予算について

◎日程第22 議案第17号 令和8年度昭和村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第23 議案第18号 令和8年度昭和村介護保険特別会計予算について

◎日程第24 議案第19号 令和8年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第25 議案第20号 令和8年度昭和村簡易水道事業会計予算について

◎日程第26 議案第21号 令和8年度昭和村下水道事業会計予算について

○議長（永井一行君） 日程第21、議案第16号 令和8年度昭和村一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第21、議案第16号 令和8年度昭和村一般会計予算について、日程第22、議案第17号 令和8年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、日程第23、議案第18号 令和8年度昭和村介護保険特別会計予算について、日程第24、議案第19号 令和8年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第25、議案第20号 令和8年度昭和村簡易水道事業会計予算について、日程第26、議案第21号 令和8年度昭和村下水道事業会計予算

についてを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、一括議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第16号から議案第21号。

議案第16号 令和8年度昭和村一般会計予算から議案第21号 令和8年度昭和村下水道事業会計予算まで一括上程のお許しをいただきましたので、一括で説明を申し上げます。

まず、令和8年度昭和村一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的な態度での日本経済の状況については、令和7年度の我が国の経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している。しかし、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食糧品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いている。

令和8年度については、所得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資、成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き国内需要中心の経済状況となることが期待されると見込んでいます。

そのような経済状況の中、昭和村の令和8年度の当初予算は、一般会計で47億8,100万円と前年度比5.5%の減とし、特別会計を含めた予算では69億8,144万円となります。

また、公営企業会計の予算については、簡易水道事業会計が、収益的収入及び支出がともに1億7,375万6,000円、資本的収入が2,390万3,000円、資本的支出が5,438万8,000円となっております。

下水道事業会計については、収益的収入及び支出がともに2億6,089万1,000円、資本的

収入が1億3,031万円、資本的支出が1億9,570万7,000円となっております。

令和8年度の当初予算では、限られた財源の中で、人口減少対策や子育て支援に重点を置き、「ともにつくろう、輝く昭和村」の実現を目指しています。

新規施策としましては、現在協議を進めている統合小中学校の基本計画策定の費用を計上し、建設場所の候補地が決まった段階で計画策定を開始したいと考えております。

また、道の駅「旬菜館」については、利用者から手狭になっているために、拡張してほしいという声が多く寄せられているため、実施設計費用を計上し、できるだけ早く混雑の解消と農産物等の販売量の拡大を図りたいと考えております。

このほか野良猫による住環境の変化が懸念されることから、適正な飼育を促すため、猫の不妊・去勢手術費用への助成制度を開始します。

また、児童・生徒の学習環境の改善のため、特別教室へのエアコン設置や村内事業者の減少により懸念される除雪作業を円滑に行うため、村で除雪車を購入する予定です。

そして、第6次総合計画を基に、限られた財源を効率的、効果的に配分し、将来を見据えた持続可能な行財政運営を前提に、必要な施策や直面する行政課題に全力で取り組んでまいります。

次に、歳入の主なものでありますが、1款村税につきましては11億9,485万2,000円で、前年度より8.3%の増額としております。要因としましては、村民税及び固定資産税の増加を見込んでいることによります。

また、2款地方譲与税から10款地方特例交付金については、実績及び今後の情勢等を考慮して予算化しております。

次に、11款地方交付税については、総務省の令和8年度地方財政対策による地方交付税の動向を見込み15億7,400万とし、前年度より3.3%の増額となっております。

次に、15款国庫支出金については3億886万3,000円とし、前年度より18.0%の減額となっております。主な要因としては、防災安全交付金の減などによるものがあります。

次に、16款県支出金については4億2,997万4,000円とし、前年度より5.0%の増額となっております。主な要因は、小規模農村整備事業補助金の増などによるものであります。

次に、18款寄附金については1億2,000円とし、昨年度同様に緑の大地ふるさとしょう

わ寄附金での収入を見込んでおります。

次に、19款繰入金については6億4,437万6,000円で、16.2%の減額となっております。主な要因は、緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が減少したことなどによるものであります。

令和8年度の各基金からの繰入額は、各種事業の財源調整のため財政調整基金より3億3,812万2,000円、緑の大地ふるさとしょうわ基金より2億9,200万円、森林環境譲与税基金より690万円を繰入れ、各種事業に充てる計画であります。

なお、今後も継続的事業に係る費用の不足分については、財政調整基金より繰入れ、その他公共施設の整備など、特定の目的に関わる費用については、各特定目的基金より繰入れを行うこととしております。

次に、22款村債ですが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財源上の特別処置等に関する法律に基づき、指定された対象地域の道路整備や除雪機械の購入に充てる辺地対策事業債を9,150万円、県単の治山治水事業に充てる緊急自然災害防止対策事業債を500万円、赤城西麓土地改良事業の敷島1-2地区負担金に充てる公共事業等債を660万円借り入れて事業を実施いたします。

なお、全ての借入れは元利償還金に対する交付税措置のあるもので計画しております。

続きまして、歳出であります。各課が行う事業については、分かりやすい予算書に重点事業としてまとめておりますので、後ほどご確認をいただき、この場では、歳出の主な内容につきまして説明をさせていただきます。

初めに、1款議会費については8,582万5,000円で、前年度より9.9%の増額となっております。

次に、2款総務費ですが、8億9,606万4,000円で、前年度より3.3%の減額となっております。主な要因は、ふるさと納税返礼事業の減少によるものであります。

次に、3款民生費ですが、13億3,605万9,000円で、前年度より2.3%の増額となっております。主な要因は、障害者総合支援介護給付費、保育園人件費などの増加によるものであります。

次に、4款衛生費ですが、3億3,536万3,000円と、前年度より9.3%の増額となってお

ります。主な要因は、帯状疱疹、肺炎球菌定期予防接種委託料や、季節性インフルエンザ、新型コロナ定期予防接種委託料などの増加したことなどによるものであります。

次に、5款労働費ですが、35万7,000円で、前年度より58.3%の減額となっております。主な要因は、給与生活者及び自営業者等住宅建設資金補助金の減によるものであります。

次に、6款農林水産業費ですが、7億6,139万1,000円で、前年度より11.3%の増額となっております。主な要因は、小規模農村整備事業や赤城北ろく土地改良事業の特定農業用管路特別対策事業負担金、赤城西麓土地改良事業の敷島1-2地区負担金の増などによるものであります。

次に、7款商工費については7,664万6,000円で、前年度より2.1%の減額となります。主な要因は、河岸段丘マラソンの費用や昭和の森ゴルフコース場備品購入費の減、赤城山登山道整備の完了によるためであります。

次に、8款土木費については2億9,941万7,000円で、昨年度より14.5%の減額となっております。主な要因は、君河原橋耐震補強工事費の減少などによるものであります。

次に、9款消防費については2億1,762万円で、前年度より20.3%の減額となっております。主な要因は、消防ポンプ車購入費の減少などによるものであります。

次に、10款教育費については4億9,804万5,000円で、前年度より36.1%の減額となります。主な要因は、体育施設の照明LED化の完了などによるものであります。

次に、11款災害復旧費については418万5,000円で、前年度と同額であります。

最後に、12款公債費については2億6,702万6,000円で、前年度より0.5%の増額となります。

以上で歳出についての説明といたします。

令和8年度予算は、令和7年度事業の体育施設の照明LED化が完了したことにより、総額は減少しておりますが、社会保障費の増加や物価高の影響を受け、あらゆる費用が上昇しております。予算計上した事業を計画的に着実に進めていくとともに、各事業の執行段階においては、効率や費用対効果を検証し、無駄な経費の削減を常に考えながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上が令和8年度昭和村一般会計予算の概要であります。

次に、議案第17号 令和8年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ12億4,441万4,000円で、前年度比1,488万2,000円の増額となります。

まず、歳入であります。1款国民健康保険税は3億9,067万6,000円で、前年度比1,740万3,000円の増額となります。

次に、4款県支出金は7億7,425万3,000円で、前年度比2,416万4,000円の増額となります。主な要因は、普通交付金の増額が見込まれるためであります。

次に、7款繰入金は7,947万円で、前年度比2,668万5,000円の減額となります。主な要因は、国民健康保険基金の取崩し額が減少したことによるものであります。

次に、歳出であります。1款総務費は1,332万7,000円で、前年度比36万3,000円の増額となります。

次に、2款保険給付費は7億6,234万円で、前年度比3,612万5,000円の増額となります。主な要因は、療養給付費及び高額療養費の増額によるものであります。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、県の算定により4億4,645万7,000円で、前年度比2,016万9,000円の減額となります。

次に、6款保険事業費は1,916万3,000円で、前年度比145万5,000円の減額となります。主な要因は、特定健康診査等事業委託金の減少が見込まれることによるものであります。

次に、9款諸支出金は210万3,000円で、前年度と同額となります。

次に、10款予備費は100万円で、前年度と同額となります。

以上が令和8年度国民健康保険特別会計予算の概要であります。

次に、議案第18号 令和8年度昭和村介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ8億1,203万円で、前年度比1,071万6,000円の増額となります。

まず、歳入であります。1款保険料は1億7,100万9,000円で、前年度比33万6,000円の減額であります。主な要因は、第9期介護保険事業計画に基づく保険料額が減少したこ

とによるものであります。

次に、4款国庫支出金は1億7,179万8,000円で、調整交付金算定見直しにより、前年度比138万6,000円の減額となります。

5款支払基金交付金は2億979万9,000円で、前年度比197万1,000円の増額、6款県支出金は1億1,628万2,000円で、前年度比125万7,000円の増額、9款繰入金は1億4,249万6,000円で、前年度比921万円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費は1,823万9,000円で、前年度比199万7,000円の増額となります。主な要因は、第10期介護保険事業計画策定委託料の増額によるものであります。

2款保険給付費は7億5,678万6,000円で、前年度比706万3,000円の増額となります。主な要因は、第9期介護保険事業計画に基づく介護給付費見込額の増加によるものであります。

5款地域支援事業費は3,039万5,000円で、前年度比107万8,000円の増額となります。主な要因は、要支援認定者の訪問型・通所型サービス利用者数の増加見込みによる介護予防・日常生活支援総合事業の増加によるものであります。

以上が令和8年度昭和村介護保険特別会計予算の概要であります。

議案第19号 令和8年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億4,399万9,000円で、前年度比2,236万5,000円の増額となります。

まず、歳入であります。1款後期高齢者医療保険料は1億627万9,000円で、前年度比2,321万5,000円の増額となります。

2款繰入金は3,323万3,000円で、前年度比277万3,000円の増額となります。主な要因は、保険基盤安定繰入金の増加によるものであります。

4款諸収入は448万6,000円で、前年度比362万3,000円の減額となります。主な要因は、「高齢者の保険事業と介護予防等の一体的実施分」に係る収入金の減少によるものであります。

次に、歳出であります。1 款総務費670万7,000円で、前年比59万7,000円の増額であります。主な要因は、特定健診委託料の増額によるものであります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は1 億3,623万9,000円で、前年度比2,577万8,000円の増額となります。主な要因は、広域連合で算定した保険料負担金の増額によるものであります。

3 款諸支出金は105万1,000円で、前年度比400万9,000円の減額であります。主な要因は、「高齢者の保険事業等介護予防等の一体実施分」の減少によるものであります。

以上が令和8年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、議案第20号 令和8年度昭和村簡易水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、「収益的収入及び支出」の収入につきましては、第1 款簡易水道事業収益が予定額1 億7,375万6,000円で、前年度より4.7%の増額となっております。

第1 項営業収益は、主に水道料金で9,676万5,000円を計上しております。

第2 項営業外収益は、一般会計からの繰入金等で5,764万4,000円を計上しております。

第3 項特別利益は、基金からの繰入れで1,934万7,000円を計上しております。

次に、支出の第1 款簡易水道事業費用は、予定額1 億7,375万6,000円で、前年度より5.2%の増額となっております。

第1 項営業費用は、水道施設の管理等に要する経費で1 億6,520万7,000円を計上しております。

第2 項営業外費用は、消費税の支払い等で754万9,000円を計上しております。

第3 項予備費は100万円を計上しております。

次に、「資本的収入及び支出」の収入につきましては、第1 款簡易水道事業資本的収入が予定額2,390万3,000円で、前年度より45.1%の減額となっております。

第1 項企業債は、公営企業会計適用債の借入れで570万円を計上しております。

第2 項補助金は、一般会計からの補助金で1,732万2,000円を計上しております。

第3 項工事負担金は、新規加入負担金で88万1,000円を計上しております。

次に、支出の第1 款簡易水道事業資本的支出は、予定額5,438万8,000円で、前年度より

1.6%の増額となっております。

第1項建設改良費は、水道施設の整備に要する経費として1,246万6,000円を計上しております。

第2項企業債償還金は4,192万2,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3,048万5,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が令和8年度昭和村簡易水道事業会計予算の概要であります。

次に、議案第21号 令和8年度下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業会計は、農業集落排水事業と戸別浄化槽事業の2つの事業をまとめた会計となります。

まず、「収益的収入及び支出」の収入につきましては、第1款下水道事業収益が予定額2億6,089万1,000円で、前年度より2.4%の減額となっております。

第1項営業収益は、主に下水道料金で5,952万5,000円を計上しております。

第2項営業外収益は、一般会計からの繰入金等で1億9,879万4,000円を計上しております。

第3項特別利益は、基金からの繰入れで257万2,000円を計上しております。

次に、支出の第1款下水道事業費用は、予定額2億6,089万1,000円で、前年度より1.6%の減額となっております。

第1項営業費用は、施設の管理等に要する費用で、2億4,505万6,000円を計上しております。

第2項営業外費用は、企業債の支払利息等で1,483万5,000円を計上しております。

第3項予備費は100万円を計上しております。

次に、「資本的収入及び支出」の収入につきましては、第1款下水道事業資本的収入が予定額1億3,031万円で、前年度より18.2%の減額となっております。

第1項企業債は、浄化槽整備推進事業債の借入れで1,160万円を計上しております。

第2項補助金は、建設改良費に伴う国・県や村からの補助金等で1億1,120万8,000円を

計上しております。

第3項負担金は、新規加入分担金で750万2,000円を計上しております。

次に、支出の第1款下水道事業資本的支出は、予定額1億9,570万7,000円で、前年度より4.1%の減額となっております。

第1項建設改良費は、農業集落排水及び個別浄化槽の施設整備に要する経費で2,441万円を計上しております。

第2項企業債償還金は1億7,129万7,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する6,539万7,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補填をいたします。

以上が令和8年度昭和村下水道会計予算の概要であります。

以上で、一括上程させていただきました議案第16号 令和8年度昭和村一般会計予算から議案第21号 令和8年度昭和村下水道事業会計予算までの提案理由の説明とさせていただきます。

今後とも、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、各会計の当初予算につきましては、十分にご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

○議長（永井一行君） これより総括質疑に入ります。

9番議員、林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 通告いたしました各会計予算案について総括的に質疑を行います。

最初に、君河原橋の耐震補強工事と県道昇格について伺います。

前年度ではなくて、今年度7,000万円が計上されていた君河原橋の耐震補強工事ですが、総額で10億円以上かかるとの大事業であります。

①予算計上額ゼロ円の理由について説明を求めます。

②県道昇格との関係であればどのような取組を行っていかれるのか、納得のいく説明を求めます。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） 林幸司議員さんの君河原橋の耐震補強工事と県道昇格について、ご質問にお答えいたします。

まず、君河原橋の耐震補強工事についてであります。君河原橋は現行の耐震基準を満たしていないことから、令和5年度に耐震補強の詳細設計を実施、令和6年度から工事に着手、令和17年度の完成を目指す計画をしておりました。そして、君河原橋（線）の県道昇格については、当該道路は、県道昭和インター線から県（村）道森下赤城原の一部及び君河原線に至る区間が県の第2緊急輸送道路に指定されており、重要な路線となっております。

そして、戸鹿野橋の架け替え計画の進展により、国道へのアクセスが改善され、さらに君河原線の重要性が高まるものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、当初、工事区間から南小を經由して久呂保橋方面に抜けるルートは村道を県道昇格する予定でしたが、君河原橋を通過するルートへ変更することがより効果的であると判断し、令和7年8月から沼田土木所と協議を重ねてまいりました。その結果、令和9年度頃をめどに県道へ昇格する方向へ話が進んでおり、これに合わせて君河原橋の管理を県へ移管する予定となっております。

質問①の予算計上額ゼロ円の理由についてですが、7年度に行う予定であった耐震補強工事が、設計業務に時間を要したため、令和8年度に繰り越して工事を行う予定となっているため、令和8年度の当初予算には計上しておりません。

次に、②県道昇格に向けた今後の取組についてですが、施設の移管後は県の管理となりますので、村としては、引き続き継続して、県が耐震補強工事を実施していただくよう要望と情報提供を行ってまいります。

今後も沼田土木事務所と緊密に提携を図りながら、地域の安全確保と道路機能の強化に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 今の説明ですと、令和9年度に県道になる予定みたいな説明でし

たが、そうすると、新年度はこの7,000万円の繰越明許された予算を執行して、事業は実施すると。令和9年度についてはもう県のほうにお願いをして引き継いでもらうということで、県のほうが了承をしているということですのでよろしいのでしょうか。

それと、君河原の交差点からローソンまでの区間は県道にはならないと、村道のままというような今説明だったんですけども、その辺もう少し補足説明をお願いしたいですけども。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） まだ協議中ですので、一応そういう方向で今進んでおります。

それと、ローソンまでの村道ですけども、一応計画では村道になる予定でございます。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） そうしますと、ローソンから岩本の国道17号までは県道のままでありますが、ローソンと森下の信号までは交換条件で村道になっちゃったんですよね、昭和村の郵便局の跡地を宅地造成したところの信号からローソンまでの間は交換条件でもう村道認定しちゃいましたから、県道がつながらなくて途切れちゃうんですよね。前のJA久呂保の信号からローソンの信号まではもう村道認定を議会で議決していますよね、県道から村道に移管するということになっていますから、そうすると、県道が途切れちゃんと、心配なのは、だから、岩本の橋までまとめて全部村道にということになると、今度村のほうの村道が増えるということで、久呂保橋も村道になっちゃうんでしょうか、その辺確認の意味で聞いておきたいと思います。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） ただいまの質問にお答えします。

現在、まだ久呂保郵便局、森下の信号のところから久呂保橋の付近までは県道となっております。

それで、今後の予定とすると、まだ県との協議を重ねて、村道としていくか、協議をし

ているところでございます。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 政治的な問題でもありますので、我々議会人としても、私、この間地元の県議さんとのこの辺の話をしたら、県議さんはぜひ議会で例えば意見書を決議するとか、請願陳情出してくれるとか、何か議会としてもこの問題で村のプラスになるような方向でぜひ動いてほしいと。そうすれば、地元県議さんも、沼田も入れて2人地元の県議さんも昭和村のために動けるよというような話をこの間いたしましたけれども、やはり我々議会人としても、高みの見物というわけじゃなくて、やっぱり当局と力合わせて、何をしたらいいのかというのをやっぱり話し合っ、議会はこういうことで動いてくれという、動けるんじゃないかということもやっていかないと、これはいけないのかなというふうに思っていますので、予算の問題に関わって、ぜひできれば、村道を増やすんじゃなくて、全部今までどおり県道でやってもらわなくちゃ困るんで、これはもう断固譲らないで、現在の県道にプラスして県道増やしてもらおうような方向で運動していこうじゃないかということをお願いをしておきたいと思います。

2番目の質問ですけれども、ガソリンと軽油の暫定税率廃止に伴う影響について伺います。

ガソリンが25円も安くなり、庶民は大助かりですが、2兆円もの税収が減ることの影響が懸念されています。

①地方揮発油譲与税は前年と同額が計上されていますが、軽油の県交付金とともに減収見込額について説明を求めます。

②国は特例交付金等で全額補填するとしていますが、説明を求めます。

③軽自動車税の環境性能割と自動車税の環境性能割交付金は減額となっていますが、国の全額補填分はどこに計上されているのか、説明を求めます。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美德君） 林幸司議員さんのガソリンと軽油の暫定税率廃止に伴う影響についてのご質問にお答えをいたします。

まず、①地方揮発油譲与税と軽油の県交付金の減収見込額についてですが、地方揮発油譲与税は地方揮発油税の収入額に相当する額を都道府県及び市町村に対して道路の延長と面積に応じて譲与されるものとなります。

ご質問の暫定税率廃止に伴う影響額ですが、国から算定方法が示されておりませんので、単純に税率の割合で令和6年度の地方揮発油譲与税の収入実績により試算しますと、約400万円となります。

また、軽油の県交付金についてですが、軽油引取税の暫定税率は令和8年4月1日に廃止される方向となっております。

軽油引取税については、都道府県が課税主体となる地方税で用途を限定しない都道府県の一般財源となります。この軽油引取税に関する交付金としては、指定市を包括する道府県は軽油引取税の税収の90%についてその道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道及び道府県道の面積等に基づいて案分した上で指定市に交付されることになっております。このため軽油の県交付金の減収額については、指定市に影響が出るものとなります。

次の②国の特例交付金による全額補填についてですが、国は令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額補填するとしております。

次の③環境性能割の減額分はどこに計上されているのかについてですが、いまだに国から算定方法が示されておらず、どの金額を基に、どのように算定するのか不明のため、当初予算の地方特例交付金に計上しておりませんが、算定方法が示され、交付額が確定した段階で新年度の補正予算で計上させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 次の3番目の質問ですが、たばこ税について伺います。

たばこ税の税収額が22.8%の大幅増額となっています。たばこの小売価格の61.7%は税金です。今年の4月、10月より加熱式たばこのみ増税が予定されています。防衛力強化に

関わる財源確保のための税制措置とされています。

①今回の増税は国税分のみで市町村たばこ税額は現状維持なのに、なぜ22.8%も増額計上となっているのか、説明を求めます。

○議長（永井一行君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 諸田光明君発言〕

○税務会計課長（諸田光明君） 林幸司議員さんのたばこ税についてのご質問にお答えをいたします。

今回予算計上させていただきましたたばこ税の予算額が前年度比22.8%増となっている理由としましては、前年度実績を基に計上したためのものであります。

たばこ税の税収は令和元年度から増額を続け、令和6年度につきましては前年並みでありましたが、今年度につきましても、年度途中でありますが、昨年並みの収入となっております。ここ数年予算額に対しまして23%から77%増の大幅な決算額増となっているなど、予算額と決算額に大きな乖離があったことと、たばこ税につきましては、他の税と比べ比較的安定した税収が見込めていることから、8年度予算につきましては、例年ほど見積りを落とさずに計上したため、7年度予算と比較しますと、大幅な増額となっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、税制改正により、令和8年度につきましては、加熱式たばこについて、紙巻きたばこの税負担格差を解消するため、4月及び10月の2段階で課税方式の見直しがされます。その上で、令和9年度より国税分の税率が引き上げられる予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 分かりました。

大分たばこ吸う人が増えているんですかね。

4番目に移ります。

基礎控除と給与所得控除の引上げについて伺います。いわゆる「103万円の壁」が160万円となり、さらに178万円への引上げが決定しています。

①会計年度任用職員の希望者が160万円まで働けるよう対応すべきと考えますが、説明を求めます。

②個人住民税の「壁の引き上げ」内容と、村税減収見込額について説明を求めるとともに、この個人住民税の関わっても引上げについて当局の見解を伺いたいと思います。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美德君発言〕

○総務課長（堤 美德君） 林幸司議員さんの基礎控除と給与所得控除の引上げについてのご質問にお答えをいたします。

①の会計年度任用職員の希望者が160万円まで働けるよう対応すべきと考えますが説明を求めますについてですが、本村における会計年度任用職員の位置づけは正職員の業務を補完するために、各所属の業務状況に応じて必要な部分を担っていただいているものでございます。

そのため、その勤務条件は各所属における業務の必要性や業務量、人員体制によって個々に設定されており、多様な状況があるのが実情であります。

具体的に申し上げますと、ご質問にあった160万円を上限として希望者が一律に勤務時間を設定することは、各所属の業務実態と必ずしも合致しない場合があり、行政運営全体への影響も考慮する必要がございます。

本村では、毎年年度末に会計年度任用職員の皆様の継続希望調査を行っており、現在の勤務条件に対するご意見や今後の働き方に関する意向も併せて確認しております。その中で、個々の職員の希望や状況も可能な範囲で把握に努めているところでございます。

今後につきましても限られた財源と各所属の業務実態を踏まえつつ、会計年度任用職員の方々の働きがいや生活の安定という観点から多様な働き方について、引き続き対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（永井一行君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 諸田光明君発言〕

○税務会計課長（諸田光明君） 林幸司議員さんの個人住民税についてご質問にお答えをいたします。

個人住民税の壁の引上げについてですが、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策により給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられました。

また、所得税については、基礎控除額48万円から95万円に引き上げられ、いわゆる年収の壁が103万円から160万円となりました。

個人住民税につきましては、所得割と均等割がありますが、所得割が非課税となる所得額は前年の総所得金額等が単身の場合、基本額35万円に加算額10万円を加えた45万円以下となります。同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合は、基本額35万円に本人とその合計人数、扶養の人数を乗じて得た額に加算額10万円を加え、さらに32万円を加算した額以下となっております。

給与収入の非課税ラインを単身者の場合で考えますと、令和7年度では非課税となる所得額は45万円で、給与所得控除額55万円を超えた100万円ですが、令和8年度は非課税となる所得額45万円に給与所得控除額の65万円を加えた110万円となります。

また、均等割が非課税となる所得額は単身の場合、基本額28万円に加算額10万円を加えた38万円以下となり、同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合は基本額28万円に本人とその合計人数を乗じて得た額に加算額10万円を加え、さらに16万8,000円を加算した額以下となっております。

給与収入の非課税ラインを単身者の場合で考えますと、令和7年度は93万円、令和8年度は103万円になり、所得割及び均等割が非課税となるラインは低いほうの93万円から103万円となります。

村税減収見込額につきましては、所得割、均等割の非課税者が増加することによる減収及び給与所得控除引上げ分の所得割の減収が見込まれます。住民税算定には、前年の所得額及び加算額の対象となる扶養者等の人数が大きく関係しますので、令和7年度中の所得が確定しないと算出が難しい状況ですが、群馬県で算出した県内市町村の減収見込額では、昭和村は200万弱の減収となっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、基礎控除額の引上げについては、所得税のみが対象で、住民税の基礎控除額43万円は据置きであるため、個人住民税には影響はございません。

さらなる引上げでは、給与所得控除額が65万円から74万円に引き上げられる見込みのた

め、令和9年度単身者の場合で考えますと、所得割の非課税ラインは収入額が119万円、均等割が非課税となるラインは112万円となり、所得割、均等割ともに非課税のラインは112万円となる見込みですので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 難しくてよく分からなかったんですけども、テレビでもうんと、選挙でも騒いでいて、103万円の壁、幾らの壁というんで、壁が3つぐらいあるという話でいろいろやっていたけれども、これがどこかの党が要望した178万円がどうも実現しそうだというような話ですよ。

これはやっぱり103万円以上働くと、旦那さんの扶養から外されちゃうから103万円超えないようにパートで働く人がいるという話で、こういう問題もあるわけですけども、昭和村も全員がフルタイムで働ける会計年度任用職員の皆さんであれば、何らこういうことはないわけですけども、聞いた話ですよ、聞いた話ですが、本人の希望で103万円を超えないようにという方がおられるという話があったから、その人が今後希望したら160万円は何とか働けるようにしてやらないとかわいそうじゃないのという、国がせっかく改正したことの本当の意味がなくなっちゃうんじゃないのということのお願いです。

趣旨は分かっていたかと思うんで、あと国税関係は壁が大分なつたんですけども、なぜか住民税の関係は、国税ほど控除額が上がらなかったんで、やっぱり地方の税収減の反対運動があったというような書き方なんですよね。地方自治体がみんな税収が減っちゃうから反対みたいな形の声があって、地方の分はあまり壁がアップされなかったという話なので、やっぱり国税の水準と同じに地方税も、確かに税収は減りますけれども、ある程度同じ比率でなるように、我々としては、昭和村の税収は減りますよ、減りますけれども、世の中がそういう流れなんですから、住民税も国税並みの壁の引上げが行われるように、我々はお願いをしていきたいなというふうに考えておりますので、村長さんにもよろしく願いいたします。

時間もありますので、最後、学校給食費の国・県補助金について伺います。

義務教育は無償とするという憲法の規定に基づき、やっとな小学校の給食費の全国的な無

償化が実現されました。県の来年度予算案には、学校給食費の抜本的な負担軽減、市町村等への補助金として、約49億円が計上されています。

①本村の予算計上されていない理由について説明を求めるとともに、1,700万円ほどの補助金が見込まれますが、どのぐらい当局としては補助を試算しているのか、資産額について説明をしていただければありがたいと思います。

○議長（永井一行君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 島田宏充君発言〕

○教育委員会事務局長（島田宏充君） 林幸司議員さんの学校給食の国・県補助金についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問1番の予算計上されない理由についてであります。給食費の無償化は令和8年4月から公立小学校に通う全ての児童を対象に保護者の所得に関係なく全国一律で実施されることが決定をされております。

しかしながら、具体的な運用や自治体の事務対応についてはまだ決まっていない部分がございます。このようなことから、村への収入となる金額が決まってから予算計上をさせていただきたいと、そういう考えの下、令和8年度の当初予算案には計上をいたしませんでしたので、よろしくお願いいたします。

続いて、1,700万円ほどの補助金の試算額についてであります。児童数といたしますと、今のところ302人、これを見込んでいまして、月額基準となる5,200円を掛け、さらに11か月を掛けております。そうしますと、1,727万4,400円となります。この11か月となる理由といたしますのは、夏休みの1か月を引いているということでもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 5,200円という額が示されているわけですがけれども、この5,200円はかなり低い額なんですよね。実際昭和村の前年度、今年度の予算計上の状況からすれば、3年遅れ、4年遅れ、物価がどんどん上がる前の単価でなければ、この5,200円ではとてもやっていけないという状況です。

これは何で5,200円かというのと、文科省が何年かに一度、全国学校給食何とか調査というのをやって、これが2年前だそうですけれども、そのとき各市町村が幾ら給食費なんだというのを寄せて、平均して出したんだということなんです。ですから、各市町村の給食費の単価が上がっていかないと、国の単価も上らないという何か変な仕組みになっているようなので、気になっているんですけども、ちょっと通告にはなかったんですが、当然分かっているものだと思って、ちょっと参考に聞きましたが、今年度予算に給食材料費の予算計上が3,924万8,000円ということで、前年度より273万増やして計上をされております。この3,924万8,000円は、小学校が月額幾ら、中学校が月額幾らで試算しているのか、参考にお聞かせください。

○議長（永井一行君） 事務局長。

〔教育委員会事務局長 島田宏充君発言〕

○教育委員会事務局長（島田宏充君） 令和7年度につきましては、5,600円を計上しまして、令和8年度は5,800円というような形の中で、この算出の計算はしておりますので、よろしくをお願いします。

○9番（林 幸司君） 中学校は。

○教育委員会事務局長（島田宏充君） これ、全部一律で。

○9番（林 幸司君） 一律中学校、小学校全部5,800円。

○教育委員会事務局長（島田宏充君） 歳出から考えましたので、そのような形で考えております。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 給食費に関わっては、無料化の問題のときからずっといろいろ質問もしたりしてきましたけれども、ここ物価上昇でいろいろ補正予算なんかも組んでもらって、大変おいしい給食を提供してもらっていることは重々承知はしておりますが、1つ気になるが、基準の単価は教育長さんのほうの前の説明で、教職員の負担が増えるから、単価は上げませんと言ってきたんですけども、この予算上の見積り単価はもう増やしてきていると、ここがちょっと今矛盾になっているので、これ、解消しなきゃいけないんじ

やないかと思っっているんですよ。文科省から聞かれたら、単価は幾らですと、それは、教職員の単価で答えなきゃならないわけですよ。そうすると、昭和村は幾らだよということが全国データに残ってしまうと。昭和村は低いというデータが全国に残るわけですよ。

ですから、この矛盾を解決するとすれば、やっぱり教職員の皆さんの単価は、例えば補助をするから少しとか、そういう配慮はできるのかどうかはちょっと分かりませんが、基本的にはもう予算計上の額に合わせた単価は、これはやむを得ないんじゃないかなというふうにも考えておりますので、ここを教育長さん、どうしても教職員の額はある程度抑えたいというのであれば、村独自の教職員への配慮もできるのかどうかも含めて、ただ、昭和村としては、今年度予算の単価が、先ほど説明あった5,800円であれば、これで文科省からアンケートが来たら、5,800円で計上していますということが報告してもらわないと、現実とギャップが生じているような気がしますので、なかなか難しい点もあろうかと思いますが、ただ、小学校の場合は5,800円ぐらいでよろしいかなという感じもしなくもないんですけども、中学校となると5,800円でも、やっぱり6,500円ぐらいないと中学校はちょっと厳しいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ物価高騰に見合うような給食の質確保を強くお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（永井一行君） 以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

予算の審査につきましては、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、議員12名全員による特別委員会を設置し、審査していただくよう決定いたしました。

設置する特別委員会の名称は、予算審査特別委員会に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、名称は、予算審査特別委員会に決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長による指名推選といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、議長によって指名いたします。

委員長に8番議員、藤井貞充君、副委員長に5番議員、林勝美君を指名いたします。

それでは、委員長に挨拶をお願いします。

予算審査特別委員会委員長、藤井貞光君。

〔予算審査特別委員会委員長 藤井貞光君発言〕

○予算審査特別委員会委員長（藤井貞光君） 今、議長よりご指名いただきました藤井貞光です。

予算審査特別委員会、令和8年度の新しい予算を皆さんとともに十分審査をして、いい予算書をつくっていきたいと思います。皆さんのご協力をお願いして、挨拶とさせていただきます。

○議長（永井一行君） ただいま設置いたしました予算審査特別委員会に、議案第16号から議案第21号までの令和8年度各会計予算を一括して付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、一括して予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

2時35分再開にいたしますので、よろしく願いいたします。

午後 2時17分休憩

午後 2時35分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第27 議案第22号 昭和村教育委員会委員の任命同意について

○議長（永井一行君） 日程第27、議案第22号 昭和村教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第22号 昭和村教育委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、青木美穂子委員が令和8年3月31日をもちまして任期満了となることから、経験、知識ともに豊富である同氏を再選し、委員に任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定より議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期については令和12年3月31日までの4年間となります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号 昭和村教育委員会委員の任命同意についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（永井一行君） 日程第28、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、現在人権擁護委員でありますさんが本年6月30日をもって任期満了となりますので、須田金吾さんの後任となる方として湯澤泰子さんを人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき諮問するものであります。

推薦に当たりまして、人権擁護委員は村議会議員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方の中から、村議会の意見を聞いて推薦することとされております。

湯澤泰子さんにつきましては、長年昭和村の保育士として保育現場でご活躍されたご経験を生かし、人権擁護委員としてご活躍いただけると期待しております。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案を適任と認め、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、諮問第1号は原案のとおり決定いたしました。

以上で村長提案を終わります。

◎日程第29 一般質問について

○議長（永井一行君） 日程第29、一般質問を行います。

順次発言を許します。最初に5番議員、林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） さきの通告に従い、一般質問を行います。

林勝美。

質問1、重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）指定に関する考え方について。

重伝建（重要伝統的建造物群保存地区）とは、歴史的な町並みや集落、建築物が良好に残されている地区を国が選定し、保護、保存していく制度です。伝統的な建物や景観を後

世に伝えることを目的としており、地域全体の価値を守るために修理・景観整備などが行われます。選定された地区には歴史的文化財として高い評価が与えられ、まちづくりや観光にも生かされています。

村長には、昭和村における重伝建築指定の検討状況について伺います。

まず最初に、村長ご自身が議員であった当時、重伝建登録に向けた取組が進められていたものの、その後実現に至らなかった経緯があります。当時の取組が立ち消えとなった要因を現在どのように分析しているのか、過去の経緯をどのように総括しているかをお伺いします。

次に、令和5年から令和6年にかけて2回にわたり現地調査、基調講演、そしてシンポジウムが行われました。これらの取組を通して、昭和村としてどのような課題や示唆を得ることができたのか、行政として整理された内容を伺います。

最後に、現時点で村長自身は、昭和村として重伝建登録を目指す立場なのか、それとも検討段階にとどめているのか。村としての方向性と村長の認識を明確にお伺いします。

以上、3点についてお答えください。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林勝美議員さんの重要伝統的建造物群保存地区指定についてのご質問にお答えいたします。

まず、過去の取組が立ち消えとなった要因の分析、過去の経緯の総括についてですが、この重伝建関連の事業につきましては、平成11年に昭和村の古民家を保存していければということから、NPO法人、街・建築・文化再生集団（通称RAC）とのご縁をいただき、進められてきたものであります。

そして、平成16年5月には、文化財の保存という観点から、昭和村文化財保護委員会に対してRACの事務局長から古民家等の保存などの説明があり、同年8月に教育委員会とRACにおいて、昭和村の社寺仏閣に関する調査が実施されています。

また、平成17年中に、RACから村の養蚕農家の家屋の保全調査を実施するため、公益財団法人日本ナショナルトラスト協会の助成事業に申請した経緯があります。

結果、残念ながら採択に至りませんでした。その後、平成18年6月24日、25日にシンポジウムや村内の現況の視察を実施後、活動は事実上停止しました。

大きな要因としましては、財団の助成が採択されなかったことで、事業の推進力が衰えてしまったのではないかと推測しております。

次に、シンポジウムを通して村の課題や示唆を得ることができたのかにつきましては、まず、令和5年と令和6年にかけて2回の現地視察、基調講演、シンポジウムをRACが主催し、私もパネルディスカッションのパネラーとして参加させていただいております。

参加して実感したのは、昭和村に残る養蚕農家の古民家群は、日本の近代養蚕業の歴史を伝える貴重な文化遺産であり、その独特の景観は村の大きな魅力であることが改めて認識しました。同時に、重伝建指定の可能性を探る中で、主要な課題と示唆を得ることができました。

まず、最大の課題としては、これまでの取組を通じて、重伝建の指定を受ける場合、広範囲にわたる地域住民の合意形成と居住する住民の理解と承諾が必要不可欠であること。また、行政として整理すると、重伝建の登録とその環境を長期的に保存するため、条例の整備と施設管理のための専門職員の配置、指定区域内やその周辺において、建物の配置、高さ、規模、外観意匠等の住宅建築規制が課されることなどを確認しております。

引き続きRACの活動を中心に、地域の皆様方にご意見を参照し、必要性をよく判断してまいりたいと思います。

次に、重伝建登録について、村としての方向性と認識につきましては、村長として、重伝建登録を目指す立場なのか、それとも検討段階にとどめているのかという点につきましては、現時点では登録に向けた熟考段階にあると申し上げておきたいと思います。

昭和村の産業文化として長きにわたり育まれてきた養蚕の歴史とそれに使われた文化的景観は村の重要な財産であり、今後も確実に残し、次世代へ継承していくべきものと認識しました。このため重伝建登録は、村の文化遺産を保護し、その価値を広く伝え、地域活性化につなげる上で有効な選択肢であると考えております。

しかし、重伝建登録の実現には、対象となる文化財の所有者の皆様、地域の住民の皆様のご理解とご協力が不可欠であり、また、登録後の維持管理や地域づくりにおいても多大

なご尽力をいただくこととなります。

引き続き地域住民の皆様や関係者の皆様に対し、登録に意義やメリット、登録に伴い生じる制約や課題をよく整理しながら、よりよい判断ができるよう進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

まず、村長が議員の当時、RACという組織の方だと思うんですけども、私の近くにも大きな養蚕古民家がありまして、写真を撮っているなというのは、その当時、私も確認しまして、そのときには何をしているんだろうというようなことで、私もあまり追求はしなかったんですけども、去年から今年、またRACの方が基調講演や現地視察をすることで、私も2回参加しまして、改めて養蚕古民家のすばらしさを認識したわけですけども、その当時、助成事業に申請をしたとか、申請をしたけれども採択にならなかったとかいう経緯があるとお聞きしましたがけれども、申請する前に、その養蚕古民家の持ち主の方や村民に対すPRというか、盛り上がり活動というのはされたんでしょうか。お願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 当時は、組織としてしっかりした組織ができていなかったものですから、あくまでRACのほうでいろいろとPRをしていただいて、集まっていたいた方々で村内を視察しまして、そして、ここはすばらしいとか、ここは残したほうがいいよねというような話で、一応資料として、しっかりとした資料を作っていたら、それを皆さんに、教育委員会にもございますけれども、そういった形で、当時は400戸近くの古民家をしっかりと地図上に落とし、また、図面化できるものは図面化していったという状況でございます。

そこまでの形で、しっかりとした組織がなかったということは、確かであります。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

それから、先ほどの最後の質問で、3番目の質問ですが、現段階においては熟考段階ということですが、もう少しかみ砕いて、どんな状態なのかというのをちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 今回一応2回のシンポジウムを通して、昭和村に前からそういった形でいろいろと興味のある方がおられまして、そういう方々が、非常に素早く動いていただいて、これからさらに別のNPOをつくっていかうかという形で動いていただいております。

そういった方々がしっかりと自分たちの考え方の中で、重伝健指定に向けてしっかりとRACと組んでいただいて、進めていただいて、先日も京都から文化庁の方も見えていただいたり、また、県の文化財保護の方も見えたりして、いろいろと見ていただいております。そういった形の中で逐次進めてまいったほうがよろしいのではないかということで、先般三役の方ともいろいろとお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ぜひステップを踏んで、いろんなことを進めていって、最後は国の登録まで向けていってもらいたいと、私は個人的には思っております。

それから、ちょっと文化庁のホームページを調べると、43都道府県、106市町村にて129地区の重伝建の指定を受けて、いろいろ活用されているということでございますけれども、群馬県には、桐生市と、中之条町に2か所重伝建の指定されている地区がありますけれども、実際、村長はその2地区については、視察なり行かれたことはございますでしょうか。お願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 桐生も中之条の伊参も六合村も行ってまいりました。非常に素晴らしいところなのですが、重伝健としては規模が、桐生のほうはああいって町並みですから、町並み自体が重伝健になっておるわけですが、伊参、また六合村については、特に、六合村については本当に小さい集落のところ指定になっていますので、規模的には、うちの村からするとかなり小さいのかなという気がいたしました。

ただ、やはりしっかりと国からの補助金も頂いて、中のほう等につきましては、リニューアルをされて現代風な建物になっておりますし、外観だけの関係はしっかりと昔のままという形になっていますので、そういった意味では素晴らしいところであると思います。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 私も近いうちにこの指定されている群馬県の2地区について、ちょっと訪問して勉強させてもらおうと思っておりますけれども、いろいろ過去に立ち消えになったということですが、これから登録に向けて、村長としてはいろんな制約なり、その段階を踏むことが国の登録に向けて必要かと思っておりますけれども、これからどのように、まず熟考段階ということですが、それはどの段階までに決めるとか、これからどういうステップを踏んで、国の登録まで持っていきたいとかという心の中に考えていることがあれば答弁お願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 先ほどご答弁させていただきましたけれども、実際現実問題として、実現していくためには、所有者の皆さんとか、また地域の住民の皆様のやはり協力なくしていきませんので、それを含め、現状今会員の方10名ほどおられるのですが、NPOのほうも立ち上げていくということでもありますので、希望としては、令和8年度中に申請をしたいというような意向を持っておられるようですので、その方向でいって、申請しても許可にならないというのは別問題でしょうから、またその辺等含めて、一応めどとしては、令和8年度中に申請をしたいという意向で今進んでおられるみたいです。

以上です。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 令和8年度中に申請をしたいということですが、本当に地域住民の皆さんの登録の意義やメリットを訴えていかなければなかなか申請まで、また、申請で採択に持って行くまでに大変な作業が必要かと思います。村民への理解を深める、それから、議会の理解をもらおうと、そして、また登録になった場合は、職員の方にもものすごく作業というか負担がかかるとお思いますので、そういう人たちの理解を得られるように運動してもらいたいと思います。

私もぜひこの文化遺産、養蚕古民家群です。いっぱい昭和村には養蚕古民家があります。既に生越の養蚕古民家では、寄席を開いたり、子供映画教室のロケ現場になったりと、そういう活用方法も実際やっておられる養蚕古民家ございます。そういう活用方法もよく考えていただいて、登録に向けて努力してもらいたいと思います。

いろいろ聞きたいことはいっぱいあるんですけども、まだ本当に漠然としていて、もう少しいろんな形が明確になってから、またいろいろお伺いをしたいと思います。取りあえず重伝建の質問はこれで終了したいと思います。

次に、質問2に移ります。

J R東日本高崎支社と昭和村の援農プログラムについて伺います。

J R東日本高崎支社と昭和村が連携して取り組んでいる援農プログラムについて伺います。

まず初めに、この援農プログラムがどのような背景と目的でスタートしたのか。事業化の経緯をお聞かせください。

次に、実際にプログラムに参加した農家からどのような評価や意見、反応が寄せられているのか。また、協力するJ R東日本高崎支社側にとってのメリットや意義はどのように整理しているのか、双方の立場から伺います。

最後に、今後の展望として、他地域への拡大の可能性、さらには観光振興や地域交流との連携を視野に入れた発展的な取組を検討しているのか、今後の方向性を伺います。

以上、3点についてお答えください。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林勝美議員さんのJR東日本高崎支社と昭和村の援農プログラムについてのご質問にお答えいたします。

まず、事業化の経緯についてですが、JR東日本において、令和4年2月に吾妻線沿線の活性化を目的とした組織横断プロジェクト「A iプロジェクト」が発足し、令和6年から第2期として活動エリアが上越線の利根沼田地域まで広がりました。活動メンバーは、駅員、運転士、車掌などのJR職員となっております。

昨年8月頃、JR東日本から「A iプロジェクト」の新たな活動として援農支援活動を考えており、その最初の取組を農業が盛んな昭和村と何とかできないかと相談がありました。昭和村としても、JR東日本と農業について前向きな取組ができればと考え、協議をスタートいたしました。

次に、プログラムに参加した農家からの評価や意見、反応、また、協力するJR東日本高崎支社側にとってのメリットや意義についてですが、実際の農家との取組としては、昨年11月20日に村内の2軒のコンニャク農家で半日コンニャク掘りを体験していただき、午後は昭和村役場役において、研修・意見交換を行っただけで現実的な取組はこれからというところでもあります。

参加された農家の方からは、「コンニャク芋を知っていただくよい機会となった」とのご意見をいただいております。

ほかの農家の方から援農プログラムのことについて聞かれることも増えております。他大変期待されていると感じております。

JR東日本では、社員が自ら活躍の場を広げ、社外での多様な業務経験を通じて成長の機会を得るに資するという観点から副業を認めています。

そして、援農プログラムを実施することで、農繁期の労働力不足という地域課題に対し、農作業に対する副業を通じた生産者との交流で地域課題の把握や地域との連携した施策検討につなげ、地域農業の持続可能な未来づくりを目指すとのことでもあります。

続きまして、今後の方向性についてですが、今後は昭和村での援農プログラムの取組を利根沼田へ広げ、さらには群馬県全体へと展開したいとのことであります。

現時点では、利根沼田農協を加え、3者間で今後の展開について、様々な取組の可能性について協議しているところであります。

発展的な取組としては、1日農業バイトアプリ d a y w o r k の普及の活用とともに、ふだん農業に関わる機会のない方に農業に興味を持っていただき、楽しんで農業を体験していただけるような機会を提供できるよう、旅行商品として農業体験を設定することを検討しています。

また、新鮮な農作物を新幹線を利用した配送サービス、はこビュンを活用し、首都圏エリアの主要駅で実施するマルシェやホテル等に届けることで、昭和村産の農作物の知名度向上や販売機会の創出につなげることも目指しています。

今後、J R 東日本との援農プログラムの実施を推進し、この取組により都市部との交流人口を増やし、地域振興、農業の発展につなげたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） このプログラムについては、私、最初は知らなかったんですけども、新聞やテレビの報道で初めて知って、こういうプログラムを昭和村で始めたんだなというのが分かったんですよ。

J R 東日本と昭和村、そして、利根沼田農協も加わって、3者でこの事業をやっているということですが、J A 利根沼田は其中でどんな役割をするのでしょうか。村長、お願いいたします。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） 先ほどの林勝美議員のご質問にお答えします。

まず、この事業が始まったのは、東北、山形県とか長野県では、この d a y w o r k を使った副業を J R の職員がやっているということは、既にやっているようでございます。

その中で、群馬県でそれに取り組むに当たり、そのほかに、先ほど村長が言いましたように、旅行の案件やほこビュンという新幹線を使った野菜を運ぶこと、また新たな取組をしたいという中で、まず昭和村に話があったんですけれども、当然昭和村だとやれることにも限りがありますので、農家の方に詳しい農協さんに入らせていただくという形で、3者で協議を二、三度も設けております。

ただ、まだ具体的に駅で販売とか、そういうこととか、ほこビュンで野菜を運ぶというところも、ちょっと農協さんとも協議しているんですけれども、何しろ農協さんの流通網と一致しない部分もあって、今のところまだ始まって半年ぐらいなんですけれども、協議しているところで、ただ、いずれは昭和村だけでなく、利根沼田、群馬県に広げていくという中で、JAさんは利根沼田全域に広がっていますので、そういう形で横のつながりのほうの協力を得たいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） すみません、産業課長にお聞きしたいんですけれども、実際このバイトアプリ d a y w o r k というのは、昭和村の方は登録されている方、おるんでしょうか。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） 先ほどのご質問ですが、d a y w o r k アプリはもう設定はしてあるんですけれども、まだこれからということで、昨年11月の農業研修も、これはまだd a y w o r k アプリには登録してやっていただいたんですが、あくまでもこの11月にやったものは研修ということで、報酬等は発生しない形で試しで行っております。

今月3月にイチゴ農家さんで、今後実際のd a y w o r k アプリを登録して、都会の方まで含めた中で報酬が発生する副業という形で、第2期事案として実施する予定でございます。

それを得て、ちょっと実証した後で、農協さんの広報とか村の広報通して正式な登録の仕方等を広報していきたい予定ですので、今のところ一般的には広めておりませんので、

まだ具体的に相対で結んでバイトアプリを活用しているという実態はございません。

以上でございます。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 私もこの答弁をいただいたときに、バイトアプリがあるんだなというんで、慌てて休憩時間にインストールしまして、これから家に帰ってからゆっくり登録だとか、どんな内容だというのは確認したいと思います。

それから、はこビュンというのは新幹線を利用するんですね。新幹線を利用するんですけども、昭和村、新幹線は駅にはちょっと遠いんで、ちょっと無理かなと思うんですけども、高速バスで片品の夏の野菜を東京のほうに運んだり、赤城町のイチゴ農家が渋川駅から高速バスで勝どき、東京のスーパーに送っているという例はあります。そんな中で、ぜひ働き手の確保、それから、昭和村の新鮮野菜を新幹線なり高速バスなりでどんどん東京のほうに送るとするのはいいアイデアだと思います。

それにしましても、ぜひこのバイトアプリを村民の方に普及させていただいて、この事業をどんどん推進していただきたいと。とてもいい事業だと思うんで、ぜひ推進していただきたいと思います。

この援農プログラムですけども、ぜひJRの方、副業という形で応募してくるかと思えますけれども、ぜひ昭和村を好きになっていただいて、また、昭和村の農業を好きになっていただいて、交流人口が増えればいいかなと思います。行く行くは昭和村に定住していただけるような人口が増えればいいかななんて思います。

以上で質問2のほうも終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

3時30分再開にいたしますのでよろしくお願いいたします。

午後 3時11分休憩

午後 3時30分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君） 次に、11番議員、沢浦典子君。

〔11番 沢浦典子君発言〕

○11番（沢浦典子君） さきの通告どおり、一般質問をさせていただきます。

船ヶ鼻登山道付近の活用及び整備について伺います。

百名山、赤城山を昭和村から登ることができる船ヶ鼻登山道。船鼻岳遊会の皆さんの手により毎年整備していただき、歩きやすく、また自然と触れ合うことができる登山道が生まれました。年々、登山を楽しむ人が増えていると聞いていますが、村外からもどのようにしたら昭和村に来てもらえるかを考えてもらいたいです。同時にこの恵まれた環境を地元の小中学生に体験してもらい、昭和の自然を肌で感じてもらいたいです。学校行事や課外授業等に取り入れてもらい、村のことをより深く知ってもらいたいです。

次に、この地を観光地として盛り上げていくことはできませんか。

今年から、婚姻記念植樹は実施しないという説明を受けました。ですが、山桜の結婚の森はこれからも管理してくれるということで安心しました。以前、ソバとコスモスの花を新聞で取り上げてもらったことがありましたが、村外からも多くの人が見に来てくれました。広告一つで人が集まるなど感じました。山桜も観光の一つとして人を呼び込むことができます。登山道と山桜、そして周りを見渡せば、谷川・武尊・榛名の山々と魅力がいっぱいです。そこを整備して、キャンプ場を新設してもらえれば、空いっぱいの星空も楽しむことができます。この恵まれた環境を有意義に利用して、観光地として人を呼ぶことができないでしょうか。

そして、人を呼ぶために必要なのが山林の整備です。今、整っている登山道をお手本とし、地続きの山林から、整備・手入れ・保全に力を入れてもらいたいです。伐採して密度を調整することにより見通しがよくなり、獣を遠ざけることになりませんか。登山者の安全を守ることにもなります。枯れ木の横転防止、間伐材等の資源活用等、いろいろ利点があり

ます。登山道付近を整備して、山林を守って自然を生かした昭和村に多くの人に来てもらいたい、そのように考えました。これらの件を総合的に考えてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 沢浦典子議員さんの船ヶ鼻登山道付近の活用及び整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、登山道の維持管理につきましては、船鼻岳遊会の皆様の献身的な尽力により維持されており、毎年多くの登山客を安全に迎えられていることに感謝しております。その成果もあり、昨年から登山道を利用したコースへとリニューアルされた赤城の森トレイルランでは、672名のランナーに本村の自然を体験していただくことができました。今後も登山道の魅力をPRするとともに、近隣にある赤城林間学園との連携を強化し、交流人口の拡大を図りたいと思っております。

また、次世代を担う子どもたちへの教育活用についてですが、船ヶ鼻登山道を郷土の自然を学ぶ具体的なフィールドとして活用し、自らの足で歩くことで郷土愛を育む機会をつくれるよう推奨していききたいと思います。

次に、観光振興の面では、村ホームページやSNSを活用し、結婚の森の山桜やソバの花の開花時期に合わせ情報発信をしていきます。

また、キャンプ場の新設につきましては、環境保全や法規制の観点踏まえつつ、近隣の民間施設とのすみ分けや民間活力の導入を視野に入れ、慎重に考えてまいります。

次に、登山道周辺の安全確保と鳥獣被害対策としての山林整備につきましては、登山道周辺は国有林であることから、利根沼田森林管理署と緊密に連絡し、計画的な整備の実施を働きかけてまいります。

今後も、船ヶ鼻登山道を活用し、教育・観光・環境保全が一体となった持続可能な村づくりを総合的に推進していきたくと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 沢浦典子君。

〔11番 沢浦典子君発言〕

○11番（沢浦典子君） 登山道については、船鼻岳遊会の皆様のおかげで、毎年安全に登りやすくしていただいて本当に感謝しております。大きなナラの木、樹齢100年と聞きました。そして、沼田市内を望むことができるつつじ平、季節にはツツジが咲いたりとか、シャクナゲが咲いたりとか、あと、わらび平とか本当に山に登るだけでもいい名所があります。それでこんなすばらしいところを我々だけで味わうのではなく、本当にいろんな人に味わってもらいたいなどはいつも思っています。

この間、中学生議会がありまして、中学生議会の議案の中で、昭和村に遊ぶところを造ってくれというような議案というのか意見書みたいなのが、何組かにあったんですけども、遊ぶところがないからゲームにいつちゃうぞというのは、ちょっとおかしいなと思って。そして、遊ぶところというのは遊具があって、例えばというのが遊ぶところではなくて、一番身近な、例えば登山道で歩くだけでも自然を満喫できる、風景が見られる、いろいろ登っていくと昔はここには水道管を引いていたんだよというような村の歴史も勉強できる。だから、遊ぶ場所がないから遊具をつくってくれ、それがいないから、ついゲームに走るんだよみたいなちょっとニュアンスに取ったような中学生の意見をちょっと、全部がそうじゃないと思いますけれども、そういうのはちょっと違うのではないかなど。

先日、小学生が学校下校途中の子供たちを見たら、もう本当に四、五人の子供たちが石を蹴ったり虫を見つけたり、本当に、あ、これなんだなと思いました。それが登山道には宝の山がいっぱいここにあるんですけども、村長、そのような子供たちのために自然の学びというのはとても必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 沢浦議員の質問にお答えいたします。

沢浦議員おっしゃるように、今、小中学生たちは確かに遊び方が変わってきていますので、どうしても家に籠ってというかゲームをしたりとか、そういった形が多くなっていると思うんですけども、やはりそれは親が教えていないということがあるのかということもありますし、やっぱり親も忙しいですから、つついそういった形で子供たちがゲームやっていたほうが静かでもいいとかでそういった方向に進んでしまうんだと思うんですけど

ども、簡単に言えば冬だったらおしくらまんじゅうをすとか、相撲を取ってみるとかそういうような遊びがなかなか今最近しないふうにはなっていますけれども、こういった意味では登山道をしっかりと見て歩いていただいて、自然に体感してもらおうということがやっぱり非常に大事なかなと思います。それは、やはり親の意識ももちろんそうですし、教育的な配慮という部分も必要かなと思います。そういった時間のカリキュラムをしっかりとやっていっていただくことも大事ではないかなと思っております。

○議長（永井一行君） 沢浦典子君。

〔11番 沢浦典子君発言〕

○11番（沢浦典子君） それなので、いろいろなところで学校を介して集団で課外授業とかそういうのにもちょっと取り組んでいただければ、家庭で例えばその後登山に登るんでも何にしても、そういったきっかけを学校とか育成会とかでつくってもらうのも一つの案ではないかなと思います。

また、子供の会議のことであれなんですけれども、小中学生のいじめ会議というのがあったときに、中学生の発表で吉本とのワークショップで、人といろいろな漫才でいじめをなくそうとか、全然知らない子とのつながりでいじめをなくそうとか、そういった中学生からの意見が出たんですけれども、要するに人とのつながりを大事にしたいとか、そういうのを求めているのではないかな。それがお家の中で1人だとか、そういうのではなくて、1回自然の中に放り出してあげる本当の一番のいい見本が昭和村が持つ自然の中なんだなとそう思います。どうでしょうか、村長。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 沢浦議員の質問にお答えします。

はっきり言いますと、都会の人ほど田舎のよさが分かっているというのが、今の現状ではないかと思えます。割と田舎の人は田舎のことがよく分かんないみたいな、あつて当たり前みたいな世界だと思いますので、そういう意味ではしっかりともう少し心の余裕を含めて自然を愛する気持ちというか、そういったものを持つような環境にしなきゃいけないかなとは思っています。

○議長（永井一行君） 沢浦典子君。

〔11番 沢浦典子君発言〕

○11番（沢浦典子君） 登山道付近もいろいろ観光地としていろいろ名を広めてもらいたいというのが、子供たちにももちろん知ってもらいたいんですけれども、よその人たちにも昭和村を知ってもらいたいという、そういった入り口にしたいなと思うんですが、本当にこのちょっと情報が最近のものなんですけれども、大河原小学校の子がやっぱり登山にしたときに、頂上にトイレがないと。そして昔の子もどうだか分からないんですけれども、やっぱりトイレが上にないと不安で、そこらでというわけにちょっといかないような状態なので、人を呼んだりするにはそういった一番の設備が必要だと思うんです。

そして、本当に昭和村というのは、名所、片品とか沼田とかそういうところから比べると名所というところがなくて、滝があるなど山が、そういうのがないところなので、これから私たちが、例えばあぐり一むを通して、そこでそのまま登山道に行って、そして遊んで帰りは足湯に入っていく。だけど、それには一番の設備で大事なものはトイレだと思うんです。下のトイレも冬の間は閉鎖されていて、そして登るのに、登って帰ってきて30分やそこらでは帰って来られないので絶対途中でそういった用事が必要だなと思うときに、どこに行っても何にしても一番欲しいのはトイレだなと思います。

それでお金とかそういうことはいろいろちょっと分からないですけれども、それでも一番最初、最低限の設備を造っていただくような、本当にお金がかかるんですけれども、村長、そんな案はどうでしょうか。村長、お願いします。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） 先ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、トイレについては、やはり各地点にあると非常に便利だとは思いますが。ただ、以前トイレがなくて観光トイレを設置した経緯があったということで、あそこは全く仮設のトイレしかなかった経緯もありましたので、あそこにしっかりとトイレができたというのがかなり改善できたのかなと思っております。

また、船鼻岳遊会の方々もまたいろいろ意見等ございますので、そちらの方のご意見も

伺いながら、また話を進めていきたいと思っておりますので、また、すみません、少しお時間をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 沢浦典子君。

〔11番 沢浦典子君発言〕

○11番（沢浦典子君） 本当に人の集まるところ、人を呼ぶためには最低限の設備がやっぱりトイレだと思うので、よろしくお願いいたします。

それと、今登山道、今日の新年度の予算を聞いていましたら、登山道の整備は多分ゼロとあったんですよ。その訳が、もう完了と書いてあったんですよ。それで、でも、山とかそういうのは生きているし、あとは例えば、枯れ木が死んでいく木もあるし、そういった登山道とかそういう山林の設備に完了というものはないのではないかなと思って、新しい予算の登山道に対してゼロというのも教えてください。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） 先ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

船ヶ鼻の登山道の整備ということでよろしかったでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○企画課長（加藤繁範君） それも非常に船鼻岳遊会の方が管理をしていただいて、の岡田さんたちが危険な場所で、ここを補強したい場所というのを昨年よく見ていただいて、それを基に整備をした経緯がございました。ですので、一度整備をすると、10年近くはもつよという話だったものですから、今のところはまた新しく手だてをするというようなことは今のところは予定がないということであって、また必要に応じてはまた予算等も確保することもあると思います。

ただ、村長の答弁にもありましたが、あそこは国有林になりまして、5年に1回借用の更新手続を踏んでいます。たまたま昨年度が更新手続で、手続きをしてまた5年間許可をいただきました。

また、よく頂上の話なんかも出るんですが、昨年10月に営林署の方と眺望、山頂の眺望がちょっと見づらいということから、少し木を伐採すれば眺めがよくなるんじゃないか

という話もいただいて、営林署の方と岡田さんなんか関係者の方と上がっていたんですが、やっぱり防災面だったり国の国有林の計画といいますか、管理する場所があったりとかするので、今の現状が今できる最大限のものだということの確認取れていますので、そういう形の中で登山道の管理をまた船鼻岳遊会の方とまたいろいろ話合いながら、また進めていきたいと思いますので、すみません、今のところの整備というのは昨年度の整備で一応終えているという形でこちらのほうでは認識をしています。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 沢浦典子君。

〔11番 沢浦典子君発言〕

○11番（沢浦典子君） あの山が国有林ということで、昭和村で勝手にどんどん手を入れるということができないというお話ですよ。

例えば、獣も見通しがよければ獣も出てこないとか、あとは今登山道からだんだんに近隣から手をかけて見やすい森林にするとか、そうにしていくことによって、ちょっと話が飛ぶんですけども、猟友会の人々の裏援護になるような、森林を整備することによって獣を里山から離して奥山に追い込むというような、今猟友会の皆さんも高齢化とかあと人数が少ないとかという話も聞いて、昨年度も委託料とかそういうのもマイナスになっているということは、捕獲量も減っているとか、あとは委託料も少なくなっているということは、やっぱりそれだけ猟友会も困っているんだろうなというちょっとそういう感覚だったんですけども、それをそういった森林を整備することによって猟友会とかそういった人たちの後押しになるということも、この森林整備の大切かなと思うんですけども、どうでしょうか、村長、どうでしょうか。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり森林整備ができれば、見通しがよくなって獣もまた人には近づかなくなるんじゃないかと思えますし、猟友会の方も高齢化していて大変だということも聞いていますので、また利根沼田森林管理署の方ともお話する機会があると思えますので、そういうときにまたそういう話をつなげていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（永井一行君） 沢浦典子君。

〔11番 沢浦典子君発言〕

○11番（沢浦典子君） 私たちのためでもあるし、動物の獣のためでもあるし、ましてやよそから来る例えば登山者のための安全のためにも、そういうのをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあと、ちょっと無理難題かなと思ひんですけれども、山桜を見て、ソバの花を見て、それで登山口でキャンプができれば何かすごくそこが一大観光地になるなということをやちょっと夢見ていました。昭和村は先ほども言ったように名所がないんですけれども、遠くの山がすごくきれいで、人んちの山を見て、ああ昭和村っていいところだねって言われる。それで、あそこの高いところまで行くと、もう上を見るだけでも光がないので星が近く見えるとか、それもみんなタダなんです。それで何もしなくてもこういうふうになっているだけで、よその山を見て星を見て、そんなところに、もしキャンプ場できれば、それこそまたさっきの続きですけれども、あぐり一むで食材を買い、そして山に行ってキャンプをして星空を満喫して山を見て、そして帰りはあぐり一むで足湯を入れて帰る。そういったのも、一つの昭和村へ来たというルート1みたいな、そういった流れをつくるのもちょっとすてきな考えではないかなという感じで、ちょっと提案になるんですけれども。

設備とすればキャンプ場とあって、やっぱり最低限、さっきのトイレとあと水回りだと思ひんですけれども、旅館と違ってその区画だけ造っておいて、水を通してあげばあとは旅館並みにお金取られるらしいんですよ、キャンプ場って。駐車料金プラスキャンプ場。旅館で例えば7,000円出してもキャンプ場で5,000円出せば、キャンプ場のほうがお得じゃないですか。だから、でもそれを最初の設備をするだけでそういうこともできるっていうようなことを思っただけなんですけれども、村長、それはすごい変な意見でしょうか。村長、お願ひします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 沢浦議員の質問にお答えいたします。

本当にしっかりと整備をしていただいていますので、船ヶ鼻につきましては、現在、ちょっと今相談をしている部分はあるんですけども、ただ設備に対してあまりお金をかけるということもいかないと思いますし、うちとまた横浜市との関係もございますので、赤城林間学園もありますから、またキャンプ場の跡地等もそのままになっておりますので、そういったものを含めて、あそこのトータル的なことをどうしていくかということではちょっといろいろと話している最中でございます。

○議長（永井一行君） 沢浦典子君。

〔11番 沢浦典子君発言〕

○11番（沢浦典子君） ちょっと話は飛ぶんですけども、以前登山をしたときに入り口のところに伐採した木材がいっぱい積んであったんですけども、ああいった処分はどのように処分しているのでしょうか、間伐材。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） 申し訳ありません。その辺のところをちょっと承知しておりませんので、ちょっとお答えできないので申し訳ありません。

○議長（永井一行君） 沢浦典子君。

〔11番 沢浦典子君発言〕

○11番（沢浦典子君） この恵まれた昭和村の自然を有意義に地元の小中学生に体験してもらって、よその人たちにも来てもらって昭和村の魅力をみんなに発信していけるようにみんなで考えていけたらいいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（永井一行君） 次に、3番議員、林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） さきの通告どおり、次の2点について質問をさせていただきます。

まず、1、村民憲章を礎にした村づくりを。

村民憲章は、地域社会の発展や住民の協力を促すために、住民が共同で定めた理念や目標を示すものです。そして、村民憲章は、地域の住民が共通の価値観や目標を持ち、協力

して地域社会を発展させることを目的としています。

昭和村の村民憲章は、今から約40年前の昭和62年7月1日に合併30周年記念に向けて制定されました。村民憲章の冒頭に「わたくしたちは、赤城高原と片品川に代表される豊かな自然と歴史のもとで、ふるさと昭和の限りない躍進に願いをこめて、ここに村民憲章を定めます。」と書かれています。

具体的には、①恵まれた自然を愛し、美しい村をつくりましょう。この中には、環境保護、そして自然環境を大切に持続可能な地域づくりを推進する意味が込められています。②文化と伝統を守り、教養深い村をつくりましょう。③働く意欲を培い、産業を興し、住みよい村をつくりましょう。④スポーツに親しみ、健康で活力ある村をつくりましょう。⑤お互い助け合い手を携え合い、ゆとりある村をつくりましょう。とあります。このような、素晴らしい村民憲章がありますが、村づくりにどのように活かされているのでしょうか。村民憲章に対する認識はどのように考えているのか伺います。

また、村民憲章に併せて制定された、「村の木・さくら、村の花・つつじ、村の鳥・きじ」とありますが、この取組を考えたことがあるのか伺います。

村の木は桜と指定している中で、さきの議会全員協議会で婚姻者記念植樹事業の廃止が示されました。廃止理由は、①参加者が減少している、②植樹する場所がない、③行財政改革推進委員会で、廃止はやむを得ない結論であったとの報告を受けました。平成13年から今日までの約25年間で183組の婚姻者たちが、毎年オオヤマザクラを植え続けて、春には桜の開花を楽しみに訪れる婚姻者もいるとのこと。少子高齢化、人口減少が進む中で、婚姻者を少しでも増やし、昭和村のイメージアップにつなげていた事業です。婚姻する方が少なくても、地道な取組を継続し、村を盛り上げて行く源である事業だと思います。先人が思いを込めて取り組んできた事業が簡単に廃止です。

この婚姻者記念植樹事業の廃止について、村長が決断に至った経過とこの事業を廃止した考え方をお聞かせください。また、今後の結婚の森の利活用をどのように考えているのか併せてお伺いします。

旧役場の庭にはつつじが咲き、君河原橋の欄干には、桜・つつじ・きじが描かれ、南小学校の擁壁面には桜が咲いているかのように彫られ、村民憲章を重視してきていました。

さらに、村民憲章の冒頭には、赤城高原と片品川に代表される豊かな自然と歴史の下で、ふるさと昭和の限りない躍進に願いをこめて、村民憲章が定められています。そうした中で、昭和村全体を考えたときに、今まさに岐路に立たされているのではないのでしょうか。

新しい人の流れの創出においても期待が持てる地域を明確に把握して、長期的展望の上で昭和村が限りない躍進につながるよう、村民憲章の基本理念を礎にした村づくりを進めて行くよう求めたいものですが、村長のお考えを伺います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんの村民憲章を礎にした村づくりをのご質問にお答えいたします。

まず、村民憲章につきましては、時の村長である加藤善一郎村長指揮の下、昭和61年5月に開催された昭和村郷土づくり県民運動推進協議会総会で制定することが決まり、同年中に一般募集がかけられ、266人からの応募がありました。そして、倉澤義輝村長が新たに就任し、役員会や総会で審議を行った後、昭和62年6月議会定例会に諮られ、全会一致で採択され、同年7月1日に昭和村村民憲章として制定されました。制定を記念して庁舎前に記念碑が設置されましたが、新庁舎に移転してからも、玄関前に設置され、引き続き来庁者の目に留まっていることと思います。

村民憲章に対する認識はどのように考えているかのご質問ですが、村民憲章は村の基本理念であり理想像でありますので、村づくりにおいても非常に重要であると考えております。

村民憲章と併せて制定された「村の木・さくら、村の花・つつじ、村の鳥・きじ」とあるが、これらの取り組みを考えたことはあるのかのご質問ですが、まず、つつじに関しては、公共施設や望郷ライン沿いで積極的に植栽を行ってまいりました。新庁舎の外構にもつつじを植えております。

きじに関しては、旧庁舎時代から飾られていた精巧な剥製を新庁舎1階、会計係脇のカウンターに引き続き設置しております。

桜に関しては、つつじ同様、公共施設や望郷ライン沿いで植栽を行ってまいりました。

最近では、キヤノン電子が育ててきた素晴らしい桜を活用したさくらまつりを開催し、村の観光資源としても活用しております。このことは、私だけが意識しているのではなく、職員もしっかり意識してくれていると感じております。

次に、婚姻者記念植樹事業の廃止についてですが、先の議会全員協議会で説明しましたとおり、平成13年度から植樹事業を実施してきましたが、少子高齢化や人口減少の影響により婚姻数自体が減少していることに加え、ライフスタイルの多様化により人生の記念に木を植えるという風習への参加希望者が年々減っており、事業としての役割は弱まっている現状があります。

また、当初は阿曾城趾で植樹事業を行ってきましたが、平成16年度より国有林の払下げによって生み出された結婚の森に会場を移し、植樹事業を行ってきました。

しかし、記念植樹以外の事業でも植樹を行ってききましたので、近年では桜の間隔が混み合ってきており、適切に維持管理を行っていくためには、植樹する場所も限られてくることから事業の廃止を決めたものです。

また、今後の結婚の森の活用方法についてですが、植樹された桜を守るためにも、定期的に除草作業を行い適切な管理を行いつつ、新たな活用方法を模索していきたいと思えます。

次に、村民憲章の基本理念を礎にした村づくりですが、村民憲章は村の理想を示すものであり、間違いなく礎になっております。そして、具体的な村づくりの方向性を示すものとして総合計画や総合戦略があり、将来を見据えた村づくりを進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 村民憲章は合併30周年記念に向けて今から40年前につくられたということで、非常に懐かしい村長さん方の名前も出てきたんですけれども、細かく経過を示していただきありがとうございました。

村民憲章に対する認識については、やはり住民とともに村の目指すべき方向、そして理想を示して限りない村の躍進に願いを込めて村民と目指すべき村づくりを示していくとい

うことで、村長からも明快な答弁をいただいたわけなんですけれども、ありがとうございます。

それで、村民憲章の中には、村の木、それから桜、村の木は桜、そして、村の花はツツジ、村の鳥はキジということでありまして、この取組につきましても答弁をいただきました。

中でも、村の木は桜ということで指定をしている中で、婚姻者の記念植樹は廃止をされてしまったということで、その辺のところはやはり急だったものですから、何かどうかなというふうな感じがしたんです。今、婚姻者の晩婚化や社会進出もありまして、なかなか婚姻に至らない状況がありますし、少子化も進んでいると。少子化対策というのは、大変重要な課題ではあると思いますし、晴れて結婚された方を祝い励ます村独自のイベントです。築き上げてきたものを急に廃止というのではなくて、もう少し軟着陸、軟着陸させる配慮があってもよかったですのではないかとこの辺の件について再答弁をお願いします。

○議長（永井一行君） 住民課長。

〔住民課長 小野妙子君発言〕

○住民課長（小野妙子君） ただいまの林議員のご質問にお答えしたいと思います。

急に廃止というふうにおっしゃられましたけれども、議員の皆様もご支援をいただいております、毎年皆様に支援をいただいておりますけれども、実際に現地に行かれますと昨年などは特にもう畑のようなところに植えたということを皆様あれですかね、ご記憶にあると思いますが、植えるところからして、もう桜の木の植樹にふさわしいところではありません。それは、数年にわたって前担当は私も3年関わっておりますが、数年にわたってそのような植えるところもない、参加者が激減したということが担当として急というよりは、何年もそのような思いでおりました。

そこで、そんなところに持ってきて、今回行財政改革推進委員会で協議されたということなんですけれども、本村の長期財政の見通し、今後の歳入歳出の推計値が総務課の財政係から示されまして、本村の財政状況は現時点でも大変厳しい上に、今後は学校の統合や老朽化施設の改修など大規模な事業が控えているため、安定的な財源確保、事業の見直しや公

共施設ごとの在り方などについて早急に協議を始める必要があるとの説明を受けまして、開催されたのが行財政改革推進委員会でした。そこへ令和8年度以降、廃止または縮小してもよいと思われる事業ということで各課で提案し協議を行った次第ではありますが、全体の47件のうち廃止は20件に上っております。住民課は事業課ではありませんので、僅か2件ほどの提案でしたが、凶らずもこうして口火を切る形となりました。

今後は、事業の廃止あるいは縮小など各課から続々と説明させていただく機会があろうかと思いますが、職員が昭和村の未来を真剣に考え一丸となって取り組んだ結果に対し、適切なお助言をいただければありがたいと思っております。婚姻者記念植樹事業につきましても、先人が思いを込めて取り組んできた事業ではあるかもしれませんが、植樹本数に関しては、ほぼ目標を達した今こそ現在の事業に区切りをつけ、次の段階に歩を進める好機ではないかと私自身は思っております。

以上です。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 住民課長から細かな説明をしていただきまして、ありがとうございました。

それで今、何か目標に達したというふうなことですけれども、今現在何本植わっているのでしょうか。

○議長（永井一行君） 住民課長。

〔住民課長 小野妙子君発言〕

○住民課長（小野妙子君） 植えた本数ですけれども、大分枯れてしまいましたので、結婚の森の婚姻者の植樹本数といたしましては378本、そして婚姻者の記念植樹事業以外の桜を千本桜を目指す日本桜の会から200本のオオヤマザクラを24年度から3年続けて寄贈を受けていまして、そのときに3年ですので600本ということで、この3年間の600本と婚姻者の植えた本数を合わせますと978本となりまして、ほぼ目標を達しているのではないかと思っております。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） そうすると、結婚の森には約1,000本の桜がもう既に植わっているというふうに考えていいんですね。これ、やる当初やっぱり1,000本ぐらいにしておこうというふうな気持ちで15年ぐらい前に植え始めたので、それだけの思いというのかな、みんなと同じに私も職員だったのでその気持ちがあったもんですから、植える場所がないというふうなこと、それから行財政推進会議でいろいろ話されたということで、いろいろそういう結論になったというのは分かったんですけども、植える場所がないというふうなことなんですけれども、そこはそこでまた今後の利活用というのか、それも引き続き考えていってほしいと思います。

村長の答弁では、草刈りをしていくというふうな話もありました。うんとこれは大事なことだと思いますので、それもやはり、例えば婚姻者も交えて草刈りをする機会を設けてやるとか、そういうことなんかも何か考えられるのかなというふうな感じもしております。ただ植えただけではなくて、やはり植えた場所をみんなできれいにしていくというふうな取組なんかも必要かと思えます。

そしてこの間、阿曾城趾へ行く機会がございまして、公有地化されたということで非常に本丸、また二の丸なんかもすごく整備されていまして、きれいに整備されていまして、よかったんですけども、北側の崖っ縁ですかね、そこに非常に木が繁茂しているというふうな状況で、沼田方面の見通しがよくないというふうな状況なもんですから、その辺のところは伐採を考えてもらってもいいのかなというふうに思っているのですが、その辺のところは考えてもらえればありがたいなと思えますし、戦国時代の阿曾城趾に桜やツツジなんかも今は本当に僅かなんですね、あるのがね。その辺のところの植樹なんかもしていただければすばらしい自然環境が生み出されるのではないかなというふうに感じました。河岸段丘上に桜を植えていく取組、それから場所がなければ望郷ラインにも植えているというふうなことなんですけれども、そういったところもまた検討してもらったり、もう少しまた桜を植樹するというんですかね。もう一つの名所づくり、こういった部分につながるようにしていってもらえればありがたいかなと思っております。阿曾城趾内の桜やツツジの植樹を含めましてこの辺の対応、お考えお答え願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんのご質問にお答えします。

先ほどの結婚の森のほうの桜につきましては、先ほどお話ししましたようにライフスタイルの変化ということで、実際今結婚式も挙げないという方もいますし、いろんな面で状況は変わってきておりますので、実際、結婚した方に通知を出しても、本当に来ていただく方は3組とか下手すると2組とかというような状況であったというふうに考えております。

あと、先ほど阿曽城と望郷ライン、河岸段丘ですかね。非常にいい形ではないかと思うんですが、標高差が昭和村の場合かなりありますので、一番長く桜も見られると思いますんで、その辺のところはまた企画のほうとよく相談して、進めていけるものは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） それで、そのようにぜひいろいろ考えてもらえればありがたいなと思います。今村全体を考えたときに非常に村も一つの方向ですかね、出すのに岐路に立たされているのではないかというような話をしたんですけれども、昭和インター線が延長されて君河原橋を通過して国道17号線へつながっていくというふうな抜けていく建設工事、これも進められております。また、統合小中学校の建設費のこともあるでしょうし、また道の駅周辺の今後のビジョン、さらに第6次総合計画、このプランも当然なんですけれども、とてもこれからの村をどうするか、村の進むべき方向というのがどう描いていくのかといういろんな重要な局面に入ってきているのではないかと思います。

村民憲章に示されている5項目の中で、恵まれた自然を愛し、美しい村をつくるということに関しては、日本で最も美しい村連合に加盟をして盛り上げているという部分、そして、産業を興し住みよい村づくりにおきましては、やさい王国昭和村というふうなこととコンニャク生産日本一、また昭和の秋まつりなどがあります。そして、スポーツに親しみ、

健康で活力ある村では、過去においては100チームを超える村内のバレーボール大会がございました。今は非常に縮小してしまっているわけなんですけれども、そのほかの子育てにやさしい村としてお互い助け合い、手を携え合って進んできているというふうな状況にあります。

こうした中にありまして、最近では吉本興業との包括連携協定の解除、それから昨年6年ぶりに開催をされました河岸段丘マラソン大会が今年中止と。そして今回、婚姻者記念植樹事業の廃止ということでこうしたことがちょっと重なってきた今、もう一度原点に戻って考えていってもらいたいというふうな感じを受けました。やっぱり原点となるのは村民憲章ではないかというふうなことで、改めて村民憲章を礎にした村づくりをとして、一般質問をさせていただきました。もう一度、村民憲章を礎にした村づくりを念頭に置いた村づくりに対する考え方、それからこれからの村づくりについての思いを村長から再質問答弁をしていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員の質問にお答えいたします。

村民憲章は村の憲法と同様のものと考えております。本当にしっかりと一つ一つ、しっかりとやっていかなければいけないというふうに考えております。また、いろんなお話をさせていただいたわけなんですけれども、やはり全体的な村の計画、また先ほど、小野課長から話がありましたように、やはり基は行財政ということになります。行財政の中でしっかりと詰めていかないと5年後、10年後、また20年後の昭和村ということを考えなきゃいけませんので、十分しっかりと財政面のことを考えて、入りをしっかりと増やしていく努力をしていきたいと思っております。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 村長から最後に答弁をいただきまして、ありがとうございました。今後も村民憲章を礎にして、いろんな総合計画等いろいろありますけれども、まず基本的なこととして村民憲章というのを大事に思っていて前に進めていっていただければ

ありがたいなと思います。

そうすれば、次に移らせてもらいます。

次に、2点目のいじめや不登校（ユニパス）の実態と支援策はと。このことにつきまして教育長の見解を伺います。

まず、初めに全国的にいじめや不登校の問題が報じられておりますけれども、本村にも同様な実態があるのではないのでしょうか。いじめは大きな社会問題として取り上げられており、法整備を経て組織的に対策を行わなければいけないほど、深刻なものとなっているようです。特に小中学校では、いじめの発生が懸念され、早期の発見や対応、適切な取り組みが求められていますが、現状はどうでしょうか。また、改善策も併せてお伺いします。

次に、不登校の問題も新聞紙上で報じられております。まず、不登校をユニパスに言い換えたのは、自宅やフリースクールなど、学校以外の場で学ぶことへの負のイメージを払拭するため県が独自で呼称したものです。不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、2023年度には全国の小中学校で約34万6,482人に達しました。不登校はもはや特別なケースではなく、身近な課題として捉える必要があるとのこと。

不登校は、年間30日以上学校を欠席している児童生徒と定義しておりますが、心理的・情緒的要因や家庭環境が影響しているとされておりますが、現時点における本村の実態はどのようなになっているのでしょうか。また、不登校の支援策はどのように考えて実践をしているのでしょうか。

不登校問題の対応は、単なる出席の強制ではなく、子どもたちの心理的な支援や社会的自立を目指すこと、子どもたちが安心して教育が受けられる環境を整えることが求められています。議員出前懇談会において参加者から2年連続して、いじめや不登校の対応について質問が出されました。こうしたことから、現状をよく把握し、実効性のある指導体制を確立し、早期に対策や支援に取り組む必要があると思います。そして保護者たちの研修の場や地域社会が一体となり見守り、理解をしていただき、いじめや不登校問題を少しでも解消させる取組がさらに必要と考えますが、いかがでしょうか。教育長の見解を伺います。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 林栄一議員さんのいじめや不登校（ユニパス）の実態と支援策はのご質問にお答えをいたします。

初めに、本村の小中学校におけるいじめ発生の現状と改善策についてですが、いじめ防止対策推進法により、いじめは、同じ学校に通う一定の関係性のある児童生徒間において、身体的・精神的な行為により、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義されています。苦痛に軽い重いとの区別はなく、受けた本人が嫌だと感じたものは全ていじめ認知となります。

いじめの認知件数増加の背景には、こうしたいじめ初期の認知に留意しているという側面もございます。しかし、村内の3小学校で年度に10件、中学校で2から3件のいじめの報告を受けております。本村においても、教職員や支援員の連携と観察等による発見に心がけたり、定期アンケート記述により児童生徒の声をくみ上げたりなど、各校において早期認知と解決に向けて取り組んでいるところです。

次に、本村の不登校児童生徒の実態と支援策についてですが、本村においてもいわゆる不登校状況に該当する児童生徒がおります。その事情は個々様々であり一概にくくることはできませんが、各学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、そのほか関係機関と連携し、保護者や本人とのつながりを確保しているところです。

また、群馬県が示すユニパスの理念にもあります、一人一人の多様な生き方や学びを大切にするために、村教育支援センター（通称未来塾）の設置や、群馬県総合教育センターが実施するオンライン学習サポート「つなサポ」などを活用した多様な学びの場を確保する取組を進めております。

次に、いじめや不登校問題の解消に向けたさらなる取組についてですが、近年のいじめ問題では、SNSの書込み等に端を発するケースが多くなってきています。SNSは秘匿性が高く、教員や大人が認知しにくかったり、被害者本人が書込みを知らなかったり、誰にも話せず一人で抱えてしまったり等の問題が指摘されています。

村内の各学校ではインターネットやSNSの正しい使い方、情報モラル教育について、講師を招き、保護者を含めた講演会を実施しています。また、児童生徒自身がいじめ防止

について主体的に取り組む意識を高めるため、毎年1月にいじめ防止子ども会議を開催し、各小中学校の代表者がいじめ防止の取組を発表する機会を設け、保護者や青少年健全育成推進員等の地域の皆様にもご参加をいただいております。

不登校問題の対応につきましては、発達支持的生徒指導を主眼に置き、児童生徒が、自発的・主体的に自らを成長・発達させる過程を支えることが大切であると考えます。子どもよさを発揮する場面は地域社会にも多数あると思いますので、地域の方の支援も重要な要素となると考えます。

いずれにしましても、いじめや不登校の問題は、年々複雑化・多様化しており、全ての児童生徒が安心して教育が受けられる環境づくりについて、各学校及び教育委員会の取組や関係機関との連携はもとより、地域との連携の在り方などについて調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 懇切丁寧に回答していただきまして、ありがとうございました。

全国的にいじめや不登校の問題というのは報じられていて、本村にもやはり同様な実態があるというふうなことで、これはコミュニティのあるところでは絶対そういうのはないということはある得ないと思いますので、実態を話していただきましてありがとうございました。

この間、たまたま聞いたラジオでいじめ問題を取り上げておりまして、放送しておりました。なかなか学校では加害者と被害者の事実関係の確認ができないということがあったら、それからSNSによるいじめもある。また、いじめが起きたときにやはり苦しんでいる子供がいると。そして、外からなかなか見えない。事実認定をどうするのか、また子供の立ち直りを教育委員会でやっていたら対応が遅いと、不登校になってしまうケースもある。社会としてどう対応していくのかなど多々ありました。

こういった中である方が言っていたんですけれども、現状を打破するために教育委員会だけではなくて、大阪では市長部局に危機管理部門を設けたというふうなところもあったり、東京都のある市ではいじめ監察課を初めて設けたというふうなことで、いじめ問題と

その対応、ラジオを聞いた中でなかなか根が深いなということを感じました。

本村では、いじめ防止こども会議というふうなことで、小中学校の児童生徒たちがいじめを防止するために年間を通して取り組んでいて、その内容を生涯学習大会ですかね、年に1回発表して、何か地域の方々も巻き込んでそれは生涯学習大会のときに発表しているということなんでしょうけれども、日頃からの取組というのは非常に重要だと思います。

そういった中で、不登校の対応の問題というのは単なる出席の強制ではなくて、子供たちの心理的な支援、それから社会的自立を目指すということが重要のようで、何よりも学校と家庭と社会が協力して子供たちが安心して教育が受けられる環境を整える、こういうことが求められておりますけれども、こうした考え方について、最後のことですけれども、教育長はどう考えるか再度伺います。お願いします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 今の林議員さんの質問に対してお答えをいたします。

不登校問題、先ほどの答弁の中にも大変複雑化、多様化している。それ以前にも家庭の中にも様々な環境の何というんでしょうか、凸凹と言うんでしょうか、いろいろあって一概には言えないんですけれども、先ほどご指摘いただいた、ユニパスという言葉の概念なんですけど、「ユニ」というのは、ユニークという言葉が大本になっているようなんですけれども、それぞれの人のよさ、「パス」というのが、道という意味だそうです。

ですから、子供たちと対応するときに、教師であれ親であれ地域の人であれ、その子のらしさ、その子の行きたいと思っている方向、それをまず全面的に受け取ること。それがいわゆる学校という、毎日学校に行って学校から帰ってくるという道ではないところを選びたいと思っているのであれば、それはそれとして認めてあげる。ただし、学校復帰を否定しているわけではなくて、情報は与えていかなければならない。そういうことを教員も学校も親も地域の方も認め合える社会づくりというのが大本にあるかなというふうに思っています。

最初のご質問のときに、フリースクールというようなことをございましたけれども、群馬県でもかなり多く出てきていますし、そういうところを選択する児童生徒本人や親御さ

んもいらっしゃるのが現状かなというふうに思いますので、その多様性をプラスの方向で認め合う方向性で解決に向かっていくのがいいのではないかなというふうに思っています。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 答弁ありがとうございました。

不登校の対応とすると、保護者との信頼関係を構築する、それから学校の担任等が家庭と連携をして状況を把握する、そういうことも重要と思いますし、家庭訪問、それから定期的な連絡を通じて保護者が安心を持てるような信頼関係を築いていくというのがうんと大事かなと思うんですけれども、こうした取組はどうでしょうか、やられておりますか、その辺もう一度確認させてもらいたいんですけれども。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 包括的な言い方しかできないんですけれども、一つの私が聞いた大変うれしい事例を申し上げますと、ある小学校の子なんですけれども、不登校でした。その小学校で地域の方とともにクラブ活動を実施し始めてくれたんですね。その熱が高まってきて、その不登校の子が今日はクラブがあるから行く、週に1度というんですかね。こういうことが認め合えるというんでしょうか、そういう居場所と活躍の場を支え合える地域であるとか、それを認める学校であるとか、親であるとか、その関係性がうまくつながればつながるほど前向きな改善ができるのではないかなというふうに思っております。

そういう意味での教育委員会の在り方というのも、そういうものを支援できる形をつくっていきたいというふうに思いますし、今の未来塾も、何ていうんだらう、受入れ体制は十分にできているんですけれども、なかなか本人自身がそういう気持ちになれなかったりしているところもあるものですから、そういうものを支えていかなければならないなというふうに思います。

冒頭の事例でイメージを持っていただければと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 今回、いじめや不登校の実態と支援について、質問をさせていただきました。これ毎年、議員の出前懇談会、そういった中で2年続けてこういったいじめや不登校の問題について不安を感じているというふうな方がいるというふうなことがありました。また、行政の協力を得た中で保護者や地域住民を巻き込んだ研修会などをしてい旨の話もございました。

いじめは様々な種類があるということで、冷やかし、からかいとか、悪口や脅し文句とか嫌なことを言われるとか、仲間外れとかいろいろな心理的な攻撃などもあるようなんですけれども、現にそういうふうなことで悩まれているというんですか、そういった方もいらっしゃると思うんですね。ですから、そういった方々が少しでも安心して納得していただけるようなそういった体制をやはり教育委員会が学校、家庭、地域を含めてやはりつなげていくということが必要ではないかというふうなことを感じたんですね。

いじめは人として絶対に許さないという認識を一人一人に徹底するのは当然なんですけれども、実行性のある指導体制を確立していくと、それから原因を知って早期の対策や支援に取り組むことだと思うんですけれども、最後になりますけれども、保護者たちの研修の場、それからPTA、それから地域社会が一体となり見守り理解をしていただき、いじめや不登校問題を少しでも解消させる取組が今まで以上に必要ではないかというふうなことをちょっと感じるんですけれども、その辺のところを最後に教育長さんの思いというんですか、お聞かせください。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 林栄一議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、もう3年たちますけれども、学校運営協議会というものを立ち上げて地域の方とともに学校運営を行うシステムを今起動させているところです。そうしたものから含めまして、今ご指摘いただいたいじめの問題であっても不登校の問題であっても、例えば学校で行う何らかの研修会において、それは地域にも発信をして、時間がありましたら都合をつけていただいでご参加いただけますか、そういう考え方も学校運営協議会と同じだと思うんですけれども、教育委員会がやる人権研修会であるとか生涯学習大会などをもっとも

っとアピールしなければならないなというふうに思っています。

今やっているものの拡充、さらにプラスしていくものを考えながら進めていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） ありがとうございます。

そうすれば、取組もこれからも引き続きよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（永井一行君） これにて、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（永井一行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は6日午前9時30分に開きますから、ご参集願ひます。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 4時36分散会